# 平 成 2 8 年 第 3 回 (定例) 須 恵 町 議 会 会 議 録

平成28年9月2日 平成28年9月8日 平成28年9月14日

議会事務局

# 目 次

第 1 号( 9 月 2 日 )

											第		2	=	号	(	(	9	月		8	Ħ		)													
散	会	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
	Î.																																				
請願	į			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
報告第																																					
報告第																																					
議案第	; (	6 3	3号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
議案第																																					24
議案第	<u>;</u> (	6 1	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
議案第	<u>;</u> (	6 C	) 号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
議案第	j ļ	5 8	) 号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
議案第	j ļ	5 8	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• (		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
議案第	į į	5 7	7 号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
議案第	j !	5 6	5号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
議案第	ĵ !	5 5	5号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
議案第	ĵ !	5 4	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
議案第	j !	5 3	3号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
議案第	į į	5 2	2 号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
議案第	j !	5 1	号		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
議案第	j ļ	5 C	) 号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
議案第	j 4	4 9	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
議会	÷ ‡	报	告				•		•			•		•	•	•		•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•			•	•	8
町 長	諸	報	告									•				•		•	•	•		•				•		•		•	•						5
会議録	署名	名諄	鮼	の	指	名	に	つ	Į١	て						•			•									•									5
会期の	決定	定に	_つ	٧١	て											•			•									•									4
開会·	開詞	義宣	言													•																					4
説明の	たと	わ出	埔席	し	た	者	•									• •			•						•			•		•							3
議会事	務局	<b></b> 司聘	銭員	出	席	者	•									•		•	•			•				•		•		•	•						3
欠 席	; <u>;</u>	義	員						•		•	•			•	•		•		•		•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	3
出席	; <u>;</u>	義	員						•		•					•			•							•		•	•	•	•					•	3
本日の	)会詞	義に	-付	し	た	事	件	. •								• •			•						•			•		•							2
議事	f	3	程										•			•												•									1

本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

Щ	,	冶		-																																	29
欠		席	議	ļ	∄ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		 •	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
議会		事務	6局	職」	員出	庸	者		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		 •	•	•			•	•	•		•		•	•	•	•	•	29
説明	月	のた																																			
開	i	議	宣	į	訔・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
	1	番	議	員	児	王			求	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
1 4	4	番	議	員	4	村	•	桂	子	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		 •	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	38
,	3	番	議	員	É	水		勝	元	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		 •	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•		•	•	44
,	7	番	議	員	松	Щ2		力	弥	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		 •	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•		•	•	47
4	2	番	議	員	世	土利		孝	志	•	•				•	•	•	•	•		 •	•	•				•	•		•			•			•	54
散		숲	<u>&gt;</u> •	•		•	•		•	•	•		•	•		•	•	•	•		 •	•	•			•	•	•		•		•	•	•	•	•	58
											<b>参</b>	育	į	3	<u> </u>	<b>글</b>	(	Ç	)	月	1	4	E	∃	)												
議		事	日	Ŧ	呈•	•	•		•	•	•				•			•				•	•					•		•						•	59
本日	$\exists$	の会	議	にん	计し	た	事	件	•	•	•																•	•		•							59
出		席	議	ļ	<b></b> •				•								•					•	•							•			•				60
欠		席	議	ļ	₫•																	•						•									61
議会		事務																																			
		のた																																			
		議																																			
議領																																					62
議多																																					65
議多			5																																		
議多																																					67
議多																																					67
議多																																					68
議																																					70
議					· 号•																																71
議																																					72
議多																																					73
議多																																					74
議多																																					76
議多																																					77
請		願	J	J ,																																	77
陳		情																																			82
		in 会⊄	)閉:	今·																																	
		の浙																																			
閉			心但	, _	~ v •	•																															84
N11		4																																			O-I

#### 平成28年 第3回(定例) 須 恵 町 議 会 会 議 録(第1日)

平成28年9月2日(金曜日)

#### 議事日程(第1号)

平成28年9月2日 午前10時00分開会

	1	<b>今世の油学について</b>
日程第	1	会期の決定について

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 町長諸報告

日程第 4 議会報告

日程第 5 議案第49号 平成27年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 議案第50号 平成27年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に ついて

日程第 7 議案第51号 平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について

日程第 8 議案第52号 平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 について

日程第 9 議案第53号 平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認 定について

日程第10 議案第54号 平成27年度須恵町水道事業会計決算の認定について

日程第11 議案第55号 須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第56号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第57号 須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第58号 自治功労者の推戴について

日程第15 議案第59号 須恵町教育委員会委員の任命について

日程第16 議案第60号 須恵町教育委員会委員の任命について

日程第17 議案第61号 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第2号)

日程第18 議案第62号 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第19 議案第63号 平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第20 報告第 2号 平成27年度須恵町健全化判断比率の報告について

日程第21 報告第 3号 平成27年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について

日程第22 請願 「少人数学級の推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係

機関に求める意見書提出に関する要請

日程第23 陳 情 玄海原発事故への備えとして、安定ヨウ素剤の住民への事前配布を

## 求める陳情書

# 本日の会議に付した事件

日程第	1	会期の決定につ	ついて
日程第	2	会議録署名議員	の指名
日程第	3	町長諸報告	
日程第	4	議会報告	
日程第	5	議案第49号	平成27年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第	6	議案第50号	平成27年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
			ついて
日程第	7	議案第51号	平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
			について
日程第	8	議案第52号	平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
			について
日程第	9	議案第53号	平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認
			定について
日程第1	0	議案第54号	平成27年度須恵町水道事業会計決算の認定について
日程第1	1	議案第55号	須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例
日程第1	2	議案第56号	須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正す
			る条例
日程第1	3	議案第57号	須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例
日程第1	4	議案第58号	自治功労者の推戴について
日程第1	5	議案第59号	須恵町教育委員会委員の任命について
日程第1	6	議案第60号	須恵町教育委員会委員の任命について
日程第1	7	議案第61号	平成28年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
日程第1	8	議案第62号	平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第1	9	議案第63号	平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
日程第2	0	報告第 2号	平成27年度須恵町健全化判断比率の報告について
日程第2	1	報告第 3号	平成27年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
日程第2	2	請 願	「少人数学級の推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係
			機関に求める意見書提出に関する要請
日程第2	3	陳情	玄海原発事故への備えとして、安定ヨウ素剤の住民への事前配布を
			求める陳情書

# 出席議員(14名)

1番	児	玉		求	2番	世	利	孝	志
3番	白	水	勝	元	5番	三	角	栄	重
6番	田	1 ]	Ŀ	真	7番	松	Щ	力	弥
8番	猪	谷	繁	幸	9番	田	原	重	美
10番	合	屋	伸	好	11番	原	野	敏	彦
12 番	三	上	政	義	13番	柴	田	真	人
14番	今	村	桂	子	15番	=	角	良	人

# 欠席議員(なし)

## 事務局出席職員職氏名

	局	曼	吉	松	良	徳	係	長	白	水	誠	
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

# 説明のため出席した者の職氏名

町		長	中	嶋	裕	史	副	町	長	平	松	秀	
教	育	長	安	河	内 文	彦	理事	手(会計	管理者	今	泉	俊	裕
総	務 課	長	満	行		誠	都市	<b></b>	備課 長	安	河口	为 久	人
地址	或振興課	長	安	河	内	隆	まり	うづく	り課長	櫻	木	幹	夫
上一	下水道課	長	石	井	浩	二	健原	表 福 礼	业課 長	: 小	林(	はっ	み
住	民 課	長	梅	野		猛	税	務	課長	: 甲	能	裕	和
子と	ごも教育語	長	御	手	洗 文	生	社会	会教育	育課 長	: Л	津	政	文
総	務課参	事	平	Щ	幸	治	総系	<b> 等課課</b>	長補佐	諸	石		豊
監	査 委	員	百	田	清	=							

#### 午前10時00分開会

#### 〇議長(三角 良人) おはようございます。

猛暑の後、残暑も厳しゅうございましたが、先日の雨から、雨が降らなかったのが雨ばっかりで、稲刈りをしている議員もいらっしゃいますが、延び延びになるんではないかと思っております。

また、週末には台風が来るようでございます。防災関係に何か問題があったときはまた皆さん に御迷惑をかけるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

開会前に広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと 思いますのでよろしくお願いします。

ただいまから、平成28年第3回須恵町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に、議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、原野敏彦議員。

#### ○議員(11番 原野 敏彦) おはようございます。

平成28年第3回定例会議会運営委員会の協議結果を報告をいたします。

去る8月25日午後2時より議会運営委員会を開催し、平成28年第3回定例会の運営について協議検討をいたしました。

今回、提出された案件は、議案が15件、報告2件、請願、陳情各1件ほか町長諸報告3件並びに閉会中の組合議会報告4件でございます。

会期は、本日9月2日から9月14日までの13日間としております。

委員会付託につきましては、議案第49号から第54号まで、決算認定議案であり、一括提案 として決算審査特別委員会に付託し、議案第61号は予算審査特別委員会に付託いたします。

常任委員会付託につきましては、総務建設産業委員会4件、文教厚生委員会4件、人事案件の 議案第59号、議案第60号につきましては、本日採決をいたします。

一般質問は、9月8日午前9時から行い、終了後、全員協議会を特別会議室にて開催をいたします。

なお、9月9日の工事現場視察は午前9時から行い、終了後、各常任委員会を開催をいたします。9月14日、最終本会議では、議案13件、請願、陳情2件の採決を行うようにしております。

よろしく審議をお願いいたしまして、議会運営委員会の報告を終わります。

#### 日程第1. 会期の決定について

○議長(三角 良人) 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第3回定例会の会期を、本日から9月14日までの13日間とすることに御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、第3回定例会の会期を本日から9月 14日までの13日間と決定しました。

#### 日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長(三角 良人) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、8番議員、9番議員を指名します。

#### 日程第3. 町長諸報告

○議長(三角 良人) 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

○町長(中嶋 裕史) 議長が申されましたように、連日暑い日が続いておりますけれども、8月の天気でございましたけれども、9月に入りまして非常にしのぎやすくなってきたというところでございますが、台風12号が接近しているような状況でございまして、きょうも議会前に臨時課長会を開いてその対応をしたわけでございます。議員各位全員出席で議会を開催され、心から感謝を申し上げます。

それでは、町長報告を申し上げます。

#### 平成27年度一般会計決算について

まず、平成27年度の一般会計決算についてでございます。

平成27年度一般会計決算につきましては、歳入総額88億2,193万1,877円に対しまして、歳出総額は85億6,057万9,893円でございます。歳入歳出差引額は、2億6,135万1,984円でございます。前年度決算に対しまして、歳入は11.4%、歳出は12.8%の増となっております。

平成27年度の決算は、歳入、歳出総額につきましては、共に80億円を上回り過去最高額となっております。財政構造の弾力性を示します経常収支比率につきましては、87.0%から85.5%へ1.5ポイント改善したわけでございますが、これは経常一般財源収入の地方消費税交付金の増加、あるいは経常収支比率を下げた大きな原因であると考えております。

では、具体的に歳入でございますが、本町予算の約24%を占めます地方交付税は、21億4,052万円でございます。率にいたしまして2.3%の減となっております。アベノミクスの効果により地方税収がアップしたため交付税額が減額となったと分析いたしております。

町の自主財源の約75%を占めております町税でございますが、27億8,154万円となっております。主に事業所の増や売り上げの増により町民税の法人分の税収が伸びたため、町税全

体では、2.4%の増となっております。

前年度より大幅に増加したのは地方債収入で80.9%、社会保障財源を含む地方消費税交付金が73.6%、消費喚起型プレミアム商品券の販売収入により諸収入が140.9%の増となっております。

次に歳出でございますが、人件費は、11億7,231万円でありまして、1,670万円の減額でございます。率にいたしまして1.4%の減でございます。職員給につきましては、26年度末の退職者が8名、27年度の採用が6名で、2名の減であったわけでございますが、このほかに嘱託職員が前年度末から7名増加しておりますので、決算額といたしましては、522万円の増額、率にいたしまして0.7%の増となっております。

次に、普通建設事業費でございますが、11億2,156万円、前年度に比べ公共施設の整備など大きな事業をおこなっております。6億8,771万円の増額になります。率にいたしまして158.5%の増でございます。平成27年度の主な事業といたしましては、補助事業では「城山地区の道路改良」や「旅石~乙植木線の舗装改良」など、平成26年度からの繰越事業であります「須恵第一小学校校舎の耐震補強」や「第二学童保育所の増築」などを施工いたしました。

単独事業では「アザレア幼児園の建設」や「文化会館空調の更新」、「須恵中学校校舎外壁の 改修」、「中部防災センター」仮の名前でございますが、用地取得などを行いました。

次に、繰出金でございますが、27年度の特別会計への繰出金は、11億8,103万円でございまして、2,318万円の増額でございます。率にして2.0%の増でございます。繰出金は年々増加傾向にあるわけでございますが、その中で主に国民健康保険特別会計の歳入となります平成27年度の前期高齢者交付金や平成26年度の医療費の減少により平成27年度の県の調整交付金が増額となったために、国民健康保険特別会計への繰出金は大幅に減額になりました。

繰出金の主なものといたしましては、国保、後期高齢者医療会計へのおよそ5億9,400万円、公共下水道事業特別会計におよそ2億8,000万円、介護保険事業へは2億8,800万円の繰り出しでございます。

財政調整基金、減債基金につきましては、利子、あるいは不動産売払収入など1,274万円 を積み立てております。

基金の取り崩しにつきましては、当初予算では、財政調整基金5億2,000万円を、繰入金の予算として計上しておったわけでございますが、最終的には、財政調整基金を378万円の取り崩しで終えることができました。これも議員皆様、町民皆様の御理解と、御協力並びに職員の努力の賜物だと、心より感謝を申し上げる次第でございます。財政調整基金、減債基金をあわせたところでは、現在の基金残高は、28億7,711万円となっております。

最後になりますが、議案の提出にあわせまして、財政健全化法によります「財政の健全化判断 比率」及び「公営企業の資金不足比率」を、監査委員の意見をつけて御報告いたしておりますが、 両比率につきましては、昨年度に引き続き、正常の範囲内であることを申し添えます。

#### 平成27年度の水道事業決算について

次に、平成27年度の水道事業決算についてでございます。

平成27年度は、一昨年のように災害が起こるような雨は降りませんでしたが、水が必要な時期に適度な雨が降ったおかげで、平年どおりの雨量に恵まれました。また、水道企業団からの送水量もふえまして、水の安定的な供給ができたと思われます。

しかしながら、今年は例年にない寒さにより寒波が原因とされます凍結及び漏水事故が発生いたしました。町民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしましたが、事前に注意喚起を行ったおかげで、他市町のように断水をすることもなく、安定的に水の供給ができたと思われます。

平成27年度収支は、消費税抜きで水道事業収益が5億8,623万5,301円に対しまして、同経費は5億5,200万6,925円で、差し引き3,422万8,376円の黒字となっております。

収入面では、長引く経済活動の停滞、節水意欲の浸透など、水需要はここ数年横ばい状態にあります。費用面では経費の削減に努めてまいりましたので、3,400万円余りの純利益を生じております。

その結果、当年度、未処分利益剰余金は3億6,246万6,201円となりました。今まで以上に経常経費の削減と経営の効率化を図り、水道事業の健全な経営維持と良質な水を安定的に供給できますよう、努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

#### 「災害時における通信の確保」について

次に、災害の予防喚起に際しまして、6月議会の一般質問の答弁の中で、「緊急用の優先電話」の設置を進めている話をいたしておりましたが、今回「特設公衆電話」の設置が、8月末に完了いたしましたので、御報告申し上げます。

携帯電話等からの「災害用伝言ダイヤル」、あるいは、インターネット接続機能を使った「災害用伝言板」といった、「災害用伝言サービス」は、よく知られておりますが、ここで報告いたします「特設公衆電話」は、避難所から、無料で使用することができる、発信専用の公衆電話サービスでございます。

この電話は、平常時は使えませんが、災害発生の際に、あらかじめ用意しております電話機を 接続して利用することができるものです。

通常、電話が混み合いますと、発信規制、あるいは接続規制など通信制限が行われるものであります。特に、大規模災害時は、約90%以上の制限が行われると言われておりますが、この

「特設公衆電話」は、一般の電話より優先的に接続いたしますので、かかりやすく、心配されている御家族への、避難所から安否状況をお知らせすることができるものであります。

この「特設公衆電話」を各避難所へ設置することにつきましては、これまでNTT西日本と打ち合わせを続けたわけでございますが、先月末にNTT西日本の負担で、建物までの配線工事が町内18カ所の避難所で完了いたしました。

糟屋郡内では、篠栗町が先に設置済みで、宇美町が、現在、設置前の調査を行っていると聞いております。「災害時における通信の確保」という、通信面での整備が、比較的早期にできたものと考えております。

以上でございます。

○議長(三角 良人) これより町長の緒報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項 につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。――質問なしと認めます。

#### 日程第4. 議会報告

○議長(三角 良人) 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。14番、今村桂子議員。

○議員(14番 今村 桂子) おはようございます。

須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会が開催されましたので報告をいたします。

去る8月16日、平成28年第2回定例会が開催されました。議事日程につきましてはお手元に配付している資料のとおりでございます。組合長諸報告におきまして、し尿処理施設「酒水園」につきましては、放流水は安定した水質が維持されており、平成27年度の搬入量は1万4,495キロリットルのし尿を処理し、順調に処理業務が行われているとのことであります。しかし、施設は昭和57年より稼働し34年が経過し、老朽化が進んでいる現状で、点検、維持補修を繰り返しながら延命化対策を図っているとの報告があっております。

また、「クリーンパークわかすぎの運営管理」につきましては、RDF施設及びリサイクルプラザ、両施設とも順調に稼働しており、RDF施設におきましては、平成27年度1年間で約4万2,522トンの可燃ごみを処理し、約2万5,784トンのRDFを大牟田リサイクル発電所へ搬出したということであります。

リサイクルプラザにおきましては、約2,541トンの不燃、粗大ごみを処理しており、そのうち、有価物としてアルミ缶、スチール缶あわせて156トン、ペットボトル150トン、破砕鉄、2級鉄、アルミ缶等470トンを搬出し、約2,899万円の売却益が出ております。

今後の「大牟田リサイクル発電関連」につきましては、去る6月29日に株主総会が行われ、経営面では、平成25年3月にフィット制度に基づく電力受給契約へと変更したことから売電収入が増加し、収益を改善することができました。そのため当期純利益は3億2,794万5,000円を計上し、繰越利益余剰金は5億5,140万3,000円となっております。

しかしながら、適切な操業管理、在庫管理を行うことでRDF貯蔵サイロの安定運用が求められ、依然として厳しい状況にあることにはかわりないとの報告がありました。

最後に、「事業延長に関する地元協議」につきましては、4月にクリーンパーク稼動延長協定 調印式を行い、平成30年度から10年間の施設の稼働延長に関しては、地元の皆様に同意をい ただくことができました。今後は、協定に基づいて、稼働延長の条件である周辺環境整備を遅延 なく進めていくとの報告がありました。

続きまして、議案ですが、議案第3号は、平成27年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計 歳入歳出決算の認定についてです。

決算総額につきましては、歳入総額25億5,981万6,005円、歳出総額24億 1,598万1,192円で、歳入歳出差引残額は1億4,383万4,813円となっております。 須恵町の分担金としましては、4億8,889万1,000円で、3町分担金総額の 29.78%となっております。

全員賛成で可決しております。

議案第4号は、平成28年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算(第1号)についてです。

主なものが、歳入につきましては、構成町3町分担金の減額、志免町、宇美町2町の受託事業収入の減額で、須恵町負担金につきましては2,446万6,000円の減額となっております。

歳出につきましては、地元との施設の稼働延長協定による諸条件を、今後3年間で実施する地元対策事業4,000万円の増額です。

全員賛成で可決しております。以上です。

なお、議案書及び平成27年度歳入歳出決算書につきましては、議員控室に置いておりますの で御参照ください。

- ○議長(三角 良人) 次に、北筑昇華苑組合議会の報告を求めます。8番、猪谷繁幸議員。
- 〇議員(8番 猪谷 繁幸) 北筑昇華苑組合の議会報告をさせていただきます。

平成28年8月22日、古賀市役所会議室において、第2回定例会が開催されましたので、御報告させていただきます。資料につきましては、お手元の資料を御参照ください。

日程第5、第4号議案北筑昇華苑組合行政不服審査会条例の制定については、行政不服審査法 の施行に伴い、北筑昇華苑組合行政不服審査会を設置することに関し、必要な事項を条例で定め るもので、附則として、北筑昇華苑組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例中の文言の 一部改正及び北筑昇華苑組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の報酬支給日の詳細、 及び報酬額及び区分の追加をするもので、全員賛成で可決されました。

第5号議案北筑昇華苑組合行政不服審査関係手数料条例の制定については、第4号議案同様、 行政不服審査法の施行に伴い制定するものです。

行政不服審査法に伴う、書面等の交付に対する手数料の額等を定めるもので、全員賛成で可決 されました。

第6号議案北筑昇華苑組合行政手続条例の制定については、行政手続法の規定の趣旨に則り、 処分、行政指導及び届け出に関する手続きについて定めるもので、行政運営における公正の確保 と透明性の向上を目的とするものです。

行政手続は古賀市行政手続条例によるものとし、全員賛成で可決しました。

日程第6、第7号議案北筑昇華苑組合職員の退職管理に関する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を制定するもので、再就職者による依頼等の規制及び再就職及び離職等における任命権者への届け出などを定めており、附則として、北筑昇華苑組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び北筑昇華苑組合一般職の任期付職員の採用に関する条例の条例中の条項を定める一部改正をするもので、全員賛成で可決されました。

日程第7、第8号議案平成27年度北筑昇華苑組合会計決算の認定については、歳入総額2億8,548万4,944円、歳出総額2億5,653万3,738円、歳入歳出差引額といたしまして2,895万1,206円となっており、全員賛成で可決されました。

詳細は、議員控室に置いてありますので御参照ください。

以上、北筑昇華苑の説明を終わらさせていただきます。

- 〇議長(三角 良人) 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。 9番、田原重美議員。
- ○議員(9番 田原 重美) おはようございます。

粕屋南部消防組合議会報告をさせていただきます。

平成28年8月29日に粕屋南部消防本部において、第3回定例会が開催されました。議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第16号粕屋南部消防組合行政不服審査会条例の制定については、全面改正された行政不服審査法が、平成28年4月1日に施行されたことに伴い、本条例の制定を行うもので、条例第3条で、組合長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。第3条第3項では、委員に職務上の義務違反、そのほか委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。第3条第4項では、職務上、知ることができた秘密を漏らしてはならないなどを定め

ており、全員賛成で可決しました。

議案第17号行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、議案第16号同様、行政不服審査法の施行に伴い制定し、関係する5つの条例の一部改正を行うものです。

粕屋南部消防組合情報公開条例及び粕屋南部消防組合個人情報保護条例の一部改正は、条例中の文言を改めるもの。粕屋南部消防組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、別表の報酬及び費用弁償に、それぞれ粕屋南部消防組合行政不服審査会の委員を追加するもの。粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部改正は、条例中の根拠法である行政不服審査法の条項を改めるもの。粕屋南部消防組合手数料徴収条例の一部改正は、別表の手数料に、行政不服審査法に基づく書面の交付等の手数料を追加するもので、全員賛成で可決しました。

議案第18号、平成27年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定については、歳入総額26億3,045万255円、歳出総額26億1,321万5,361円、歳入歳出差引額1,723万4,894円、実質収支額1,723万4,894円となっており、全員賛成で認定しました。

議案第19号粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額4,847万7,551円、歳出総額3,375万6,169円、歳入歳出差引額1,472万1,382円、実質収支額も1,472万1,382円となっており、賛成多数で認定しました。

議案第20号平成28年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算(第1号)については、歳入歳 出予算の総額に歳入歳出それぞれ574万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞ れ20億3,452万8,000円とするものです。

また、債務負担行為の補正で、福岡都市圏消防通信指令業務共同運用負担金(指令システム整備工事)を、補正前限度額3億8,699万1,000円を1,685万2,000円減額し、補正後限度額3億7,013万9,000円とするもの、地方債の補正では、起債の目的、福岡都市圏消防指令システム(緊急防災、減債)、補正前限度額3,600万円を、補正後4,170万円とする。それに伴い、一時借入金の補正で、借り入れの最高額に570万円を追加し1億90万円とするものです。

歳入において、組合債を570万円増額し、歳出において、消防費574万5千円を増額する ものですが、福岡都市圏消防通信指令業務共同運用において、充当率100%の緊急防災減債事 業債が平成28年度で終了するため、平成29年度実施予定の事業を一部前倒しするものとなっ ています。

全員賛成で可決しました。

報告第3号平成27年度粕屋南部消防組合一般会計継続費清算報告書については報告です。

一般質問では、志免町、寺田議員より、消防団との連携、消防署の人員、消防庁舎の耐震性、 ドローン及び自動二輪車の装備など、防災及び整備について質問がなされました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いていますので、御参照いただきますようよ ろしくお願いいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

- 〇議長(三角 良人) 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。12番、 三上政義議員。
- ○議員(12番 三上 政義) おはようございます。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告をさせていただきます。

平成28年8月31日に糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合におきまして、第2回定例会が開催されました。

議事日程については、皆様のお手元にお配りしているとおりでございます。

議案第7号は、平成28年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算(第1号)についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ862万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8,442万3,000円とするものでございます。これは、主に、歳入では、県補助金で、森林環境保全直接支援事業が949万1,000円の減となっておりますが、製材生産性強化対策事業補助金が823万円の増、前年度繰越金におきまして1,022万6,000円の増となっております。

歳出では、事業費で、造林事業委託料397万7,000円、間伐材運搬代11万3,000円、 森林作業道開設工事408万5,000円のそれぞれ増額となっており、全員賛成で可決いたしました。

議案第8号は、平成27年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額7,223万5,532円、歳出総額6,000万9,374円、歳入歳出差引額1,222万6,158円、実質収支額1,222万6,158円となっております。

全員賛成で認定いたしました。

議案第9号は、財産処分についてで、篠栗町へ移管いたしました蛇谷線林道用地の一部を、道 路敷地として篠栗町へ寄附するものでございます。

全員賛成で可決いたしました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いていますので御参照いただきますようよろ

しくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告を終わらせていただきます。

○議長(三角 良人) その他、閉会中の活動につきましては、自席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。原野議員。

○議員(11番 原野 敏彦) 粕屋南部消防組合議会でございます。今度、粕屋町に出張所ですかね、できたのが支所、できたんですけれども、私はあそこを通るたびに思うんですけど、いつもシャッターが閉まっているんですよね。あそこは緊急の場合の、緊急の場合といいますか、南部署から粕屋地区のほうに出動する場合、時間がかかるということで、そのような関係であそこにつくったということですけれども、よく本当に閉まっていて、活動しているかしていないかわからないような状態が多く見受けられるんですけれども、一応日章旗、もちろん消防署の旗は上がっておりますけれども、人の動きもほとんど見られません。

で、せっかく防災に関しましては全国的にプランがある状態でございますので、やはり、緊急 に出動をする意味でもシャッターはいつも開けておいたほうがいいんじゃなかろうかと思うんで すけれども、それは南部消防署のほうでその緊急性がなければ閉めておくんだよということがあ れば別ですけれども、そういうのがあるんであれば改善していただければというふうに。

地域の方々もあそこを通るたんびに閉まっていたら安心安全がどうなるのかなという不安もあるんではなかろうかと思いますけれども、これは報告で結構ですので、何人体制であそこにいつも常駐してあるのか、報告があったかもしれませんけれども、それと、活動をするのにシャッターだけでも開いていたほうがいいということで要望を込めてお願いをいたしたいと思います。以上でございます。

- 〇議長(三角 良人) 田原議員。
- ○議員(9番 田原 重美) 早速、南部消防署に行って活動を伺ってきます。今はなんですが、 救急車しかないとです。来年あたりから消防車が入ることになっているんじゃないですか。一応、 再度、伺ってきます。
- ○議員(11番 原野 敏彦) そうであれば、配備したときには、地域の方々に安心安全を届けていただきたいということでございますので、よろしくお願いをいたします。
- ○議長(三角 良人) ほかに。──これで質問を終結します。

日程第5. 議案第49号

日程第6. 議案第50号

日程第7. 議案第51号

日程第8. 議案第52号

日程第9. 議案第53号

日程第10. 議案第54号

○議長(三角 良人) ほかに。――これで質問を終結します。

これより、議案の付議に入りますが、一括議題についてお諮りします。議案第49号から議案 第54号はそれぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定いたしました。 日程第5、議案第49号平成27年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、 議案第50号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、 議案第51号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第52号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第53号平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第53号平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉出納課理事。

〇出納課理事(今泉 俊裕) おはようございます。

それでは、議案第49号から議案第53号までの平成27年度須恵町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、一括して御説明申し上げます。

なお、先ほどの町長の諸報告と一部重複する部分があるかと思いますが、御了承をお願いいた します。

また、監査委員による決算審査につきましては、去る7月15日から7月29日まで実施されまして、意見書を提出していただいておりますので、決算の内容、主な財政指標等を後ほど御参照いただきたいと存じます。

それでは、初めに、議案第49号平成27年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてで ございますが、別冊の、平成27年度須恵町歳入歳出決算書をお願いいたします。

決算書の10ページでございます。実質収支に関する調書ですが、歳入総額88億2,193万1,877円に対しまして歳出総額85億6,057万9,893円で、歳入歳出差引額、形式収支は2億6,135万1,984円です。

この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額3,204万2,000円を差し引いた実質収支額は2億2,930万9,984円となっております。

この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は9,181万1,735円の

赤字で、これに黒字要素であります財政調整基金への積立額1,217万680円を加え、赤字要素であります財政調整基金からの取崩額377万5,680円を差し引いた実質単年度収支は8,341万6,735円の赤字となってございます。

2ページ、3ページに戻っていただきまして、歳入の主な構成比を申し上げてまいりますと、 1 款町税が31.5%、6 款地方消費税交付金5.4%、9 款地方交付税24.3%、次のページ、 4ページ、5ページの13 款国庫支出金11.1%、14 款県支出金5.7%、18 款繰越金 3.8%、20 款町債10.0%で、歳入合計額の予算総額に対する収入率は95.0%、調定額 に対する収入率は98.2%となっております。

次のページ、6、7ページ、歳出でございます。主な構成比を申し上げますと、2款総務費が13.1%、3款民生費39.5%、4款衛生費11.7%、8款土木費7.6%、次のページ、8ページ、9ページに移りまして、9款消防費5.1%、10款教育費12.3%、12款公債費6.7%となっております。

歳出予算で翌年度へ繰り越す額は4億4,182万9,178円で、主なものは、須恵東中学校 大規模改造事業、臨時福祉給付金給付事業などであります。

歳出合計額の予算に対する執行率は92.2%ですが、予算減額から繰越額を除いた執行率は96.8%となっております。

次に、議案第50号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてで ございます。

186ページをお願いいたします。186ページ、実質収支に関する調書ですが、歳入総額37億601万1,403円に対しまして、歳出総額36億9,960万299円で、歳入歳出差別額は641万1,104円となり、実質収支額も同額でございます。これを単年度収支で見ますと194万3,877円の黒字です。これから赤字要素であります法定繰入金以外の一般会計からの繰入金1,200万円を差し引き、黒字要素であります前年度分の国庫負担金の返還金3,284万224円を加えた実質単年度収支は2,278万4,101円の黒字となっています。歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、調定に対する収入率は92.5%、歳出合計額の予算に対する執行率は99.9%となっております。

次に、議案第51号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について でございますが、218ページをお願いいたします。

218ページ、実質収支に関する調書ですが、歳入総額2億8,589万4,390円に対しまして歳出総額2億7,266万2,950円で、歳入歳出差引額は1,323万1,440円、実質収支額も同額です。

歳入合計額の予算に対する収入率は101.6%、調定に対する収入率は98.5%、歳出合計

額の予算に対する執行率は96.9%となっています。

次に、議案第52号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について でございます。

236ページをお願いいたします。236ページ、実質収支に関する調書ですが、歳入総額 11億7,005万3,862円に対しまして歳出総額11億6,339万3,344円で、歳入歳 出差引額は666万518円、実質収支額も同額でございます。歳入合計額の予算に対する収入 率は100.1%、調定に対する収入率は98.5%、歳出合計額の予算に対する執行率は 99.6%となっています。

最後に、議案第53号平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

258ページをお願いいたします。258ページ、実質収支に関する調書ですが、歳入総額7,774万7,959円に対しまして、歳出総額7,443万9,028円で、歳入歳出差引額は330万8,931円、実質収支額も同額でございます。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.4%、調定に対する収入率は99.2%、歳出合計額の予算に対する執行率は96.1%となっております。

以上であります。

- 〇議長(三角 良人) 次に、石井上下水道課長。
- **〇上下水道課長(石井 浩二)** 議案書の6ページをお願いします。議案第54号平成27年度須 恵町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度須恵町水道事業会計決算書を監査 委員の意見をつけて認定に付するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の、平成27年度水道事業会計決算書で説明させていただきます。一番薄い決算書でございます。

1ページ、2ページをお願いいたします。平成27年度須恵町水道事業決算報告書でございます。なお、以下消費税込みの決算額を述べさせていただきます。

(1) 収益的収入及び支出のうち収入は、第1款水道事業収益、2ページの2列目でございます。決算額6億3,063万7,999円、前年度比0.5%の増でございます。主なものは、給水収益の増でございます。

次に、支出は、第1款水道事業費用、2ページの3列目で、決算額5億7,142万1,432円、前年度比2.7%の増でございます。2列右でございます。予算額に比べ447万1,568円の不用額が出ておりますが、各科目ごとの残額の積み上げによるものとなっております。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。(2)資本的収入及び支出のうち、収入は、第1款資本的収入、4ページの3列目で、決算額1億2,557万4,540円、前年度比21.6%の増でございます。これは、浄水施設耐震補強及び緊急時連絡管等に伴う企業債及び国庫補助金の増収でございます。

次に、支出は、第1款資本的支出、4ページの2列目でございます。決算額3億975万9,860円、前年度比11.7%の増でございます。これは、浄水施設耐震補強工事及び緊急時 用連絡管布設工事、並びに佐谷立毛地区測量実施設計業務委託料等の増でございます。

3ページの下段でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,418万5,320円は、損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。 お諮りします。議案第49号から議案第54号については、議長を除く13人で構成する決算 審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが御異議ありませんか。

#### [「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第49号から議案第54号は決算審 査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

なお、特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので報告します。

委員長に今村桂子議員、副委員長に田ノ上真議員であります。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時 10分とします。

		午前11時00分休憩
	•••••	午前11時10分再開
0# 5 / - #	<u> </u>	
〇議長(三角	艮人)	休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第11. 議案第55号

○議長(三角 良人) 日程第11、議案第55号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。川津社会教育課長。

○社会教育課長(川津 政文) おはようございます。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第55号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例。

須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由。須恵町立認定こども園アザレア幼児園新園舎が山の神広場に建築されたことに伴い、 当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

9ページの新旧対照表をお願いいたします。

須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。第1条中、山の神広場を削除。第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

次のページをお願いいたします。

須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。 第2条中、山の神広場を削除。別表第9条関係につきましても、山の神広場の項を削除するもの でございます。

8ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行し、平成28年9月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。 よって、議案第55号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第55号須恵町立社会教育施設設置 条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

#### 日程第12. 議案第56号

〇議長(三角 良人) 日程第12、議案第56号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

**○住民課長(梅野 猛)** それでは、議案書の11ページをお願いいたします。

議案第56号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由です。児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童扶養手当法施行令の

一部を改正する政令が平成28年8月1日から施行されたため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

13ページの新旧対照表で説明いたします。

改正政令中、児童扶養手当の支給制限の額等に関する条文の追加による項ずれに合わせた条例 改正で、第3条第2項の対象者から除くもののうち第4号、第6号、第7号の条文中、児童扶養 手当法施行令第2条の4第5項を第8項に、第8号の条文中児童扶養手当法施行令第2条の4第 4項を第7項に改めるものです。

12ページに戻ってもらって、附則で、この条例は公布の日から施行し、平成28年8月1日から適用するとしております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。 よって、議案第56号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第56号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

#### <u>日程第13. 議案第57号</u>

○議長(三角 良人) 日程第13、議案第57号須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。御手洗子ども教育課長。

**〇子ども教育課長(御手洗文生)** 議案書14ページをお願いいたします。

議案第57号須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしまして、須恵町立認定こども園アザレア幼児園新園舎が建築されたことに伴いまして、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

本条例は、平成18年に旧西幼稚園と第一保育所の2カ所をアザレア幼児園としておりましたが、山の神広場に新園舎を建築しましたことで、住所を変更するものでございます。

16ページの新旧対照表をお願いいたします。

右の欄第2条、須恵町大字旅石72番地353、須恵町大字旅石84番地4を削り、改正後の 須恵町大字旅石72番地521に改正するものでございます。

15ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行し、平成 28年9月1日から適用するものでございます。 以上、よろしくお願いいたします。

○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。 よって、議案第57号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第57号須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

#### 日程第14. 議案第58号

- ○議長(三角 良人) 日程第14、議案第58号自治功労者の推戴についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。中嶋町長。
- 〇町長(中嶋 裕史) 議案第58号でございます。
  - 17ページでございます。

自治功労者の推戴でございますが、提案理由といたしまして、自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例第10条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

住所、須恵町大字須恵377番地89。氏名、井上 仁。生年月日、昭和21年9月2日、生まれでございます。今日が誕生日ですね。

以上、よろしくお願いいたします。

**○議長(三角 良人)** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。 よって、議案第58号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第58号自治功労者の推戴について を総務建設産業委員会に付託します。

#### 日程第15. 議案第59号

○議長(三角 良人) 日程第15、議案第59号須恵町教育委員会委員の任命についてを議題と します。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

- 〇町長(中嶋 裕史) 議案第59号。
  - 19ページでございます。

教育委員の任命についてでございますが、教育委員会の委員に下記の者を任命したいので、地 方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、本議会の同意を求め るものでございます。

提案理由といたしましては、今泉 靖親氏が任期満了になったため、その後任を選任するもの でございます。

住所、須恵町大字植木1647番地の1。氏名、秦 道隆。生年月日、昭和30年3月31日。 任期、平成28年10月1日から平成32年9月30日まで。経歴書については次のページに載せておりますので、参考にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。 お諮りします。本件は、人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思います が、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決に入ります。

本案に御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(三角 良人) 起立全員であります。よって、議案第59号須恵町教育委員会委員の任命 については原案のとおり可決し、同意することに決定しました。

#### 日程第16. 議案第60号

**〇議長(三角 良人)** 日程第16、議案第60号須恵町教育委員会委員の任命についてを議題と します。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

〇町長(中嶋 裕史) 議案第60号。

21ページでございます。

同じく須恵町教育委員会委員の任命でございますが、提案理由といたしましては、現教育委員であります本山 和恵氏が任期満了となるために、再任をお願いしたいということでございます。 住所、須恵町大字新原376番地9。氏名、本山 和恵。生年月日、昭和41年8月1日。任期が平成28年10月1日から平成32年9月30日でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。 お諮りします。本件は、人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思います が、御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決に入ります。

本案に御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(三角 良人) 起立全員であります。よって、議案第60号須恵町教育委員会委員の任命 については原案のとおり可決し、同意することに決定しました。

#### 日程第17. 議案第61号

○議長(三角 良人) 日程第17、議案第61号平成28年度須恵町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課長。

○総務課長(満行 誠) 議案書は23ページをお願いいたします。

議案第61号平成28年度須恵町一般会計補正予算(第2号)でございます。

内容につきましては、別冊の平成28年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。別冊の1ページをお願いいたします。

平成28年度須恵町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,652万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億4,290万3,000円とするものです。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額等々は、第1表歳入歳出予算補正によります。 債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正によります。

次の2ページをお願いいたします。第1表です。

歳入の主な補正を申し上げます。

- 13款2項国庫補助金499万9,000円の補正です。これは、認可私立保育園に対する補助金外に係る国庫補助金でございます。
- 14款2項県補助金667万円の補正です。これは、尾黒ため池改修工事に係る県補助金でございます。

次に、15款財産収入188万4,000円の補正は、歳出で同額を財政調整基金に積み立て をするものでございます。

- 17款1項繰入金2,100万円の補正。これは、今回の補正予算の財源不足分を、財政調整 基金を取り崩して賄おうとする予算でございます。
  - 18款1項繰越金1億2,036万円の補正。これは、前年度決算の実質収支額2億

- 2,930万9,000円を全額計上する補正でございます。
  - 19款諸収入3項雑入では1,153万4,000円を補正しております。
  - 3ページをお願いいたします。

#### 歳出でございます。

まず、人件費につきましては、当初予算で見込んでおりました職員数が、4月の人事異動によりふえたことで、予算額が不足します3件の費目のみを今回補正させていただいております。 それ以外の主な補正を申し上げます。

- 2款1項総務管理費523万9,000円の補正です。これは、公会計システムの導入外財政調整基金積立などの補正でございます。
- 3 款民生費 7,472万5,000円の補正。主に、2項児童福祉費の6,989万2,000円の補正です。これは、西幼稚園跡地の駐車場整備工事外保育士保健業務委託料、保育対策総合支援事業費補助金などの補正でございます。
- 6款1項農業費2,163万8,000円の補正は、尾黒ため池改修工事外の補正でございます。
- 8款土木費4,270万円の補正。2項道路橋梁費2,570万円は町道3本の舗装改良工事。
- 3項河川費1,300万円はサル田水路の補修の工事の補正でございます。
- 9款1項消防費384万7,000円の補正は、明後日、日曜日に行われます消防操法大会の県 大会に係る出動費用弁償などの補正でございます。
- 1 0 款教育費 1,867万7,000円。次のページをお願いいたします。5項社会教育費、補正額 1,339万8,000は、主に、先に申しました職員異動に伴う人件費の補正でございます。5ページをお願いいたします。
- 第2表債務負担行為補正です。追加としまして粕屋南部消防組合の平成27年度の起債の借入分の償還分といたしまして、平成28年度から37年度まで9,082万6,000円の債務負担行 為を設定するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。 お諮りします。議案第61号については、議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を 設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第61号平成28年度須恵町一般会計補正予算(第2号)を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、決算審査特別委員会同様、委員長に今村桂子議員、副委員長に 田ノ上真議員であります。

#### 日程第18. 議案第62号

○議長(三角 良人) 日程第18、議案第62号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補 正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

**〇上下水道課長(石井 浩二)** 議案書の24ページでございます。

議案第62号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正 予算(第1号)を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の24ページをお願いします。

平成28年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ258万6,000円 を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,058万6,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

25ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。

6款1項繰越金、補正額258万6,000円は、収支調整により増額するものでございます。 次の26ページをお願いします。歳出でございます。

1款1項総務管理費、補正額258万6,000円は、人事異動に伴う人件費の増額及び受益者負担金の還付によるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。 よって、議案第62号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第62号平成28年度須恵町公共下 水道事業特別会計補正予算(第1号)を総務建設産業委員会に付託します。

#### 日程第19. 議案第63号

〇議長(三角 良人) 日程第19、議案第63号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第

1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

〇上下水道課長(石井 浩二) 議案書の25ページです。

議案第63号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の31ページをお願いします。

第1条、平成28年度須恵町の水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでござい ます。

支出。第1款第1項営業費用、補正額336万7,000円。主なものは、産休職員の代替による臨時職員の人件費及び浄水場職員の退職による慰労金でございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入。第1款第2項企業債、補正額1,330万円は、緊急時用連絡管に伴う企業債の増額でございます。

第3項、国庫補助金、補正額マイナス1,330万4,000円は、同じく緊急時用連絡管に伴 う補助金確定による減額でございます。

第3条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,018万 9,000円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

次の32ページをお願いします。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正するものでございます。起債の目的、水道事業債。変更前限度額7,480万円を変更後8,810万円に。緊急時用連絡管に伴う企業債の総額でございます。起債の方法、利率、償還の方法等の変更はございません。

以上、審議方よろしくお願いいたします。

○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。 よって、議案第63号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第63号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)を総務建設産業委員会に付託します。

#### 日程第20. 報告第2号

○議長(三角 良人) 日程第20、報告第2号平成27年度須恵町健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。満行総務課長。

○総務課長(満行 誠) では、議案書は26ページをお願いいたします。

報告第2号平成27年度須恵町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化の規定によりまして、監査委員の意見をつけまして、別紙のとおり報告いたします。

次の27ページをお願いいたします。

まず、一般会計の実質赤字比率及び特別会計水道事業会計を含めましたところの連結実質赤字はございません。

次に、実質公債比率は7.6%。前年度が8.5%でしたので、0.9ポイントよい方へ下がっております。

将来負担比率は33.9%。こちらのほうは、10.3ポイント上昇しましたが、この基準比率は350%ですので、健全化の範囲内の比率でございます。

以上のとおり報告いたします。よろしくお願いします。

○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。 よって、報告済みとします。

#### 日程第21. 報告第3号

○議長(三角 良人) 日程第21、報告第3号平成27年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。石井上下水道課長。

**〇上下水道課長(石井 浩二)** 議案書の28ページをお願いします。

報告第3号平成27年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてでございます。

平成27年度須恵町公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて、別紙のとおり報告するものでございます。

29ページをお願いします。

1番、平成27年度公営企業の資金不足比率でございます。

特別会計の名称。水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の3会計 とも、資金不足比率には該当しませんので、御報告いたします。

**○議長(三角 良人)** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。

#### 日程第22. 請願

○議長(三角 良人) 日程第22、請願少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度拡充を国の 関係機関に求める意見書提出に関する要請を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。1番、児玉求議員。

○議員(1番 児玉 求) おはようございます。1番議員、日本共産党の児玉求です。

少人数学級、義務教育費国庫負担制度拡充を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願であります。

請願者は、松尾 昇氏、須恵町大字須恵558の15にお住まいです。

請願趣旨といたしましては、平成23年度に義務標準法の改正が行われ、小学校1年生の35人以下学級が実現いたしました。また、24年度には加配措置とはいえ、2年生の35人以下学級が実現いたしました。同時に、改正条文の附則では、小学校2年生から中学3年生までの学級編成標準の順次改正を検討することが明記されました。しかし、検討課題とされたままで現在には至っておりません。

既に、新学習指導要領による教育が小・中学校で行われております。授業時数や指導内容の増加に伴い、学力の保障は大きな課題となっております。

本町においても、少人数指導の必要性を認識し、これまで、学力向上や特別支援にかかわる職員の配置等を独自に行ってきました。国の施策として、義務教育費国庫負担制度の拡充が実現できれば財源保障され、一層の拡充ができることは間違いありません。

全国どこに住んでいても、教育の機会均等は憲法で保障されております。これからの社会を築いていく子どもたちです。その一人一人の子どもたちに対して、心豊かで、たくましく、意欲を持って学習できる教育条件を整えていくことは極めて重要であり、少人数学級は教育水準を引き上げる最も有効な手段であります。

以上の観点から、平成29年度政府予算編成において、その実現に向けて、地方自治法第99条の規定に基づき意見書提出の請願がありました。

審議をよろしくお願いいたします。

それと、資料をつけておりますので、そちらも参照してください。

○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。 お諮りします。本請願の取り扱いを文教厚生委員会に付託し、審査をお願いしたいと思います が、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度拡充を国の関係機関に求める意見書提出に関する要請を、文教厚生委員会に付託します。

日程第23. 陳情

○議長(三角 良人) 日程第23、陳情玄海原発事故への備えとして、安定ヨウ素剤の町民への 事前配布を求める陳情書を議題とします。

本陳情は、玄海原発において重大事故が起きたときに、放射性物質から住民の命を守る最低限度の備えとして、安定ョウ素剤を全ての住民に対して事前に配布できるように、国、県、市に働きかけることを求めた陳情でありますので、総務建設産業委員会に付託し、その取り扱いの審査をお願いします。

○議長(三角 良人) 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を第三委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願います。 次の本会議は、9月8日午前9時に再開します。

本日は、これにて散会します。

午前11時46分散会

# 平成28年 第3回(定例) 須 恵 町 議 会 会 議 録(第2日)

平成28年9月8日(木曜日)

#### 議 事 日 程(第2号)

平成28年9月8日 午前9時開議

日程第 1 一般質問

#### 本日の会議に付した事件

#### 日程第 1 一般質問

#### 出席議員(14名)

1番	児	玉		求	2番	世	利	孝	志
3番	白	水	勝	元	5番	Ξ	角	栄	重
6番	田	ノ _	Ŀ	真	7番	松	Щ	力	弥
8番	猪	谷	繁	幸	9番	田	原	重	美
10番	合	屋	伸	好	11番	原	野	敏	彦
12番	=	上	政	義	13番	柴	田	真	人
14番	今	村	桂	子	15番	11.	角	良	人

#### 欠席議員(なし)

#### 事務局出席職員職氏名

局 長 吉 松 良 徳 係 長 白 水
---------------------

## 説明のため出席した者の職氏名

町		長	中	嶋	裕	史	副	Ħ	ſ	長	平	松	秀	_
教	育	長	安	河	内 文	彦	理事	事(会計	十管理	里者)	今	泉	俊	裕
総	務 課	長	満	行		誠	都市	† 整	備調	是長	安	河	内 久	人
地	域振興課	長	安	河	内	隆	まち	うづく	り割	果長	櫻	木	幹	夫
上	下水道課	長	石	井	浩	=	健息	隶 福	祉 課	長	小	林	はっ	み
住	民 課	長	梅	野		猛	税	務	課	長	甲	能	裕	和
子。	ども教育調	果長	御	手	洗 文	生	社会	会教	育 課	長	Щ	津	政	文
総	務課参	事	平	Щ	幸	治	総系	务課調	長有	前佐	諸	石		豊
監	査 委	員	百	田	清									

#### 午前9時00分開議

〇議長(三角 良人) おはようございます。

本日は5名の一般質問者がおってあります。持ち時間は1時間でございますから、ゆっくり時間がございますので、質疑をしっかり行っていただきたいと思います。

これから本日の会議を開きます。

#### 日程第1. 一般質問

- **〇議長(三角 良人)** 日程第1、一般質問を通告順に質問を認めます。1番、児玉求議員。
- O議員(1番 児玉 求) おはようございます。出席議員1番、日本共産党、児玉求です。

ただいまより、一般質問を行います。

まず、質問の要約から入ります。

1、子どもへの安全性が担保されないフッ化物洗口は中止すべきです。虫歯予防対策として、 町内3小学校で9月からフッ化物洗口が実施されます。フッ化ナトリウムは劇物に指定、毒性が 強く神経系を冒し、水溶液はアルカリ性を示し、ガラスを溶かします。洗口(洗口液0.2~ 0.1%)での急性中毒、過敏症状の危険性があり安全性が担保されていません。

本町の中学1年生の虫歯は、現在治療中の虫歯を含め平均2本以下で、歯科検診等により年々減っております。作業手順は担当教師だけで対応できるのか。虫歯予防の基本はまず歯磨きです。 二、三小でも歯科衛生士等による指導を実施する体制づくりが必要です。子どもの安全性が最優先です。

資料をお配りしてますので、ぜひ参考にしてください。

5枚目を開けていただきますと、須恵町の糟屋学校歯科医による資料ですが、虫歯の状況が載っとりますんで、5枚目を参考にしてください。これです。ここを見てください。

フッ化物洗口のフッ化ナトリウムは無色の結晶であります。猛毒のフッ化水素と炭酸ナトリウムの化合物です。用途は木材の防腐剤に使用され毒性があり、粉末は粘膜を刺激し神経系統を冒すので、工場では防毒マスク、ゴム手袋を使用する必要があります。フッ化物水溶液は薄めれば毒性は低くなりますが、化学物質として毒であることにかわりはありません。

なぜ、子どもに毒性のある物を口に入れさせる必要があるのか。虫歯予防対策として、三小で9月よりフッ化物洗口が実施されますが、本町の中学1年生は、虫歯は現在治療中の虫歯を含め平均2本以下で、3歳児健診時の歯科衛生士による歯磨き個別指導、また父兄の虫歯対策効果で年々虫歯は減っております。虫歯予防の基本は毎日三、四回の丁寧な歯磨きです。第一小は昼食後の歯磨きが実施されております。二、三小を含めて歯科衛生士等の専門家の指導を受け、まず正しい歯磨きの習慣をつけるための設備、時間をつくることが重要ではないでしょうか。

WHOでは、1994年6歳未満の子どもへのフッ化洗口は禁止されております。アメリカでは、フッ素が入っている歯磨き粉には6歳以下の手の届かない場所に保管することと表示をされております。

ここでお尋ねいたします。父兄への集団フッ化物洗口のフッ化ナトリウムの危険性は周知徹底されたのでしょうか。

また2番目に、フッ化物洗口の安全性は確立されているか。

3番目に、フッ化物洗口の実施責任者は誰で、どのように責任をとるのか。

4、年間予算の出所、予算額は。

集団予防接種によるC型肝炎、また子宮頸がんワクチン等薬害などもあり、学校での集団洗口は劇物を扱う医療行為であり、担任、養護教諭に監督責任が負荷され、学校運営にはなじみません。虫歯が減少している今、安全性に疑問のあるフッ化物洗口をする必要性はないのではないでしょうか。希望者は歯科医院で受診し、町はその補助をすべきである。学校は子どもの安全・安心を守るべきで、危険な集団フッ化物洗口は中止すべきである。

以上であります。

再度ちょっと繰り返しますが、1つ、父兄への集団フッ化物洗口のフッ化ナトリウムの危険性 は周知徹底されたのでしょうか、これが1つですね。

- 2つ目に、フッ化物洗口の安全性は確立されているか。
- 3番目に、フッ化物洗口の実施責任者は誰でどのように責任をとるのか。
- 4番目、年間予算の出どころ、予算額は、であります。

町長、教育長お答えをお願いしたいと思います。

- 〇議長(三角 良人) 安河内教育長。
- ○教育長(安河内文彦) 皆さん、おはようございます。

質問内容が若干変わってた部分がありますが、内容入っておりますので、通告の内容に従って、 答弁させていただきます。

御質問は5点、たしか通告内容が出ておりました。

1点目の安全性についてでございますが、オラブリスというフッ化洗口剤を現在使用しております。オラブリスは医薬品でありますが、これを水に溶かして先ほどもおっしゃったように使用いたすところでございます。フッ化物洗口液は水に溶かしたもので医薬品に当たらず、危険性がないもので劇薬ではないとの歯科医師会の報告があります。そして、学校で児童が利用する洗口液は薬剤師が調製したもので、希釈された低濃度のものであり、それを学校に配付し、養護教諭が各クラスに小分けし、各教室で実施するという手順で週1回行います。

集団洗口についての安全性については、児童が1回に使用するフッ化物洗口の量は10ミリリ

ットル程度で誤って飲んでしまっても問題のない量であり、安全であるとの報告を受けております。また久山町が30年以上実施しておりますが、一度も事故と報告があっておりません。全国的にも事故は起こっていないということです。

2点目につきましては、須恵町全小学校で実施していますので、教育委員会、学校ということになります。これは責任がどこにあるかということですね。また、万が一問題になった場合は、この事業を推進している県、国にも及ぶものと考えております。

3点目のフッ素洗口の必要性がないということについては、乳歯から永久歯に生え変わる学童期にフッ素洗口を実施することが効果的であると考えています。歯科医師会からフッ化物洗口は虫歯の多い児童、少ない児童いずれにも効果的で、小学校時代のフッ化物洗口実施が成人においても、虫歯の予防効果の持続をもたらすことが明らかになっていると説明がありました。

また、歯科医院で受診した者に補助することについては、費用負担の面からも、あるいは事務 処理上においても難しいのではないかと懸念されます。集団によるフッ化物洗口にかかわる1人 当たりの費用は、年間600円程度です。これが虫歯予防につながれば、補助を行うよりも効果 的ではないかと考えております。

4点目でございますが、先ほど申しました1人当たり600円費用が必要で予算としましては、 毎年100万円程度の予算計上となります。開始年度の費用負担については、福岡県から委託を 受けた福岡県歯科医師会が負担することになっています。

5点目ですが、正しい歯磨き習慣を身につけるための普及啓発、学童期における虫歯予防のため、フッ化物の科学的根拠に基づく虫歯の予防法について、正しく理解し実践できるようにきめ細やかな普及啓発を行うことを、歯科口腔保険推進計画で策定されています。また、歯磨きの推進については、第一小学校が実施していますが、二小、三小でも専門家を招聘して、教師や児童に対して歯磨きについての研修を行っており、指導もしております。この歯磨きに加え、フッ化物洗口を実施することで、より虫歯予防の効果が上がると考えております。

最後になりますが、この事業を開始するため事前に学校教職員、事務に携わる養護教諭、そして保護者に対し歯科医師会からの説明を行っております。その結果、利用したい保護者の小学生94.7%の申込者のみ実施しておりますことを申し添えます。

以上でございます。

#### 〇議長(三角 良人) 中嶋町長。

**〇町長(中嶋 裕史)** 今、教育長のほうからきめ細やかに報告があったわけでございまして、この報告によれば、怖いものではないというふうなことが言えると思います。

今、県のほうで、昨年からこの事業を県の予算として組んでおるわけでございますが、本町は 全小学校3校、それをやろうということで決めたのは須恵町だけです。県下で一番早いわけでご ざいまして、それについても20年ぐらい前は、いろいろとフッ素塗布については問題があっておりましたけども、このWHOの1994年といえば22年前のデータですよ。そんな古いデータが今公表されていかにも正しいように言われても。このことに反対する理由というのは1つだけです。教職員組合です。したくないからやらないという理由。この理由づけをやっているわけでございます。何も問題はありません。

今中学生の虫歯が2本以下って、それは1歳半でフッ素塗布をするからですよ。国を挙げて今 やっておるわけでございます。国が安全といっておるわけでございますので、何も我々は国を信 用するというのもちょっと問題あるかもわかりませんが、全国各津々浦々やっておるわけでござ いまして、何も問題が出ていない。それをとりたてて問題があると、そういうことではないとい うふうに思っております。

これはあくまでも任意性でありまして、94%の人たちが受けます。受けない人は人権の問題がありますので、そこで水だけでグジュグジュっとしていかにもやっているような形をとらせます。そういう問題も配慮しておるわけでございます。

そして、あなたの言い方としては、歯科医院に希望者行かせればいいじゃないか、劇物で人間の体にとってよくない物を病院にわざわざ行かせるというのもおかしな話でございまして、これは害がないからですね。そして歯磨きよりも簡単にそれができるわけでございますので、集団生活の中ではそれが一番いい。二小も三小も歯磨きについては、やろうということでしております。この歯磨きプラスフッ素とかによって虫歯予防につながればというふうに思っております。以上です。

- 〇議長(三角 良人) 児玉議員。
- ○議員(1番 児玉 求) 私、先ほども申しましたけど、その毒性はないというふうなことをおっしゃいましたが、フッ化ナトリウムを誤飲した場合に、フッ化ナトリウムと塩と胃の内分泌で、劇薬のフッ化水素が発生して、これが緊急に体に異常を来すと、そういうこともあるわけであります。実際きょう資料にはあれですけども、問題は熊本県とか出ております。緊急搬送されたとかそういうのは、きょう資料としては出てませんけど、出とります。

そして、6歳未満のときにフッ素塗布をしますと、非常に歯が成長を阻害されて虫歯にはならないですが、永久歯が出たときに非常に歯がもろくなる、そういうことが言われております。斑状歯というふうなことですね。

虫歯をなくすというためにフッ化洗口、フッ化塗布があるわけですが、3歳児、6歳児未満に 塗布をしますと永久歯を虫歯にはなりませんが、永久歯。

- ○議長(三角 良人) 児玉議員、小学校のやつでしょ。6歳未満って小学校行ってませんよね。
- ○議員(1番 児玉 求) いえいえ、ちょっと待ってください。

- **〇議長(三角 良人)** あなたの質問は小学校のフッ素でしょうが。それ言わなでしょうもん。間 違ってましょうが、あなた、ほんなごと。
- ○議員(1番 児玉 求) 町長が今言われたんでお話をしとるわけですよ。
- ○議長(三角 良人) 一般質問は小学校にフッ化洗口液を使うなという話でしょ。
- 〇議員(1番 児玉 求) そうですよ。
- ○議長(三角 良人) 何でそんな話をするんですか。違うでしょうが。
- O議員(1番 児玉 求) 聞いてください。

先ほど町長が言われた、虫歯がないのはフッ素塗布するからだと、しかし6歳未満に永久歯の前にフッ素を塗布しますと、これは先ほども言いましたが、斑状歯というふうなちょっと黄色っぽくなりまして、永久歯・・・一番大事な永久歯が強くならんということが実証されております。そして、きのう私ちょっとネットで見たんですけど、父兄にお話したのは、こういうフッ化物洗口の危険性については、どの程度父兄に知らされたかと。これは私、先ほど言いましたように、集団予防接種によるC型肝炎、それと子宮頸がんワクチン、これも安全ということで。しかし非常に今、複合性なり、アレルギー体質の生徒がふえとる中において誤飲して、それが胃の中で猛毒のフッ化水素になると。濃度は低いにしても毒性はやっぱ変わらないと。そういうことを集団で今までの歴史の中から、集団予防接種がなくなるような状態になってきとるのに、それを県の要請ということでされると。

これはやはり先ほどおっしゃったように、町長が言われたように、受けない人は受けないでいいということだけど、その前に父兄に周知徹底がされてないんじゃないかと思うんですね。私がお話したような。

- **〇町長(中嶋 裕史)** 言ったでしょ、報告したって。学校に歯科医師会が来てから・・・。
- ○議長(三角 良人) 町長、町長、まだ質問が終わっとらん。
- **〇町長(中嶋 裕史)** 聞きよらんでしょうが。
- 〇議員(1番 児玉 求) いやいや、ですから。
- ○議長(三角 良人) いやいやじゃないって。
- ○議員(1番 児玉 求) その内容自体が、私きのうちょっとネットで見たんですが、いわゆるブクブクうがいだと、しかしこれは私が言うように、劇物なんですよ。劇物は。
- **〇町長(中嶋 裕史)** 劇物じゃないって言ようでしょうもん。
- 〇議員(1番 児玉 求) これは劇物なんですよ。
- **〇町長(中嶋 裕史)** 原種、混ぜとらん薄めとらんとは劇物かもわからんけど。
- **〇議長(三角 良人)** ちょっとちょっと、あなたたち個人で話さんこと。質問の要約をきちっと してください。

○議員(1番 児玉 求) はい。だから、町長に対する反論でお話します。

先ほど私がお話しましたとおり、これはいわゆる千倍ぐらいに薄めるわけですが、0.2か0.1%ですが、もともと木材の防腐剤に使用されとって、それを薄めれば毒性は低くなるけど、化学物質として毒であることはかわりはないわけですよ。そしてもし何かあって、そのとき誰が責任をとるのかと、現場にいた教師か養護教諭が責任をとるのか教育長がとるのか県がとるのか。

- ○議長(三角 良人) あなたね、ちょっと待ってください。答弁ちゃんと聞いてますか。
- ○議員(1番 児玉 求) いや、聞いてますよ。
- ○議長(三角 良人) 聞いてないでしょうが。
- 〇議員(1番 児玉 求) 聞いてます。
- **○議長(三角 良人)** 聞いとれば、そういうような質問になりません。
- 〇議員(1番 児玉 求) いやいや。
- **〇議長(三角 良人)** もうあなたはほんなこつ。もう1回ちょっと。
- ○議員(1番 児玉 求) いやいや、もうそりゃ聞きました。
- ○議長(三角 良人) 聞いてないから、そんな質問でしょうが。
- **〇議員(1番 児玉 求)** だから、しかし。
- **〇町長(中嶋 裕史)** 責任も結果もそういう原因がなからなそういう責任とりようがないでしょ。 どういう原因で起こったかっていうことを言わんと。それならどこに責任があるんですか。
- ○議員(1番 児玉 求) だから、ブクブクうがいをする1分間うがいをしたときに、誤飲したときね。
- **〇町長(中嶋 裕史)** それにしても問題ないって言うたじゃないですか。
- **〇議長(三角 良人)** ちょっと、町長。本当に聞いてます、ちゃんと、児玉議員。
- ○議員(1番 児玉 求) 聞いてます。いやいや、今までの歴史から見て、先ほど言ったように、そうでしょC型肝炎でも注射を回し注射して、きのうの会議でありましたけど700万円かかると、インターフェロンで。そういう昔、集団予防接種で全員が病気にならんばいいと思うけど、それがやっぱこういうふうな形になるし、子宮頸がんも安全で1回ワクチン接種すればいいと、一生頸がんならんという形やったけど、4年しか効果がないとか、そういう経過がずっとあるわけですよ。だから、それはその県が責任をとるにしても、そうなった本人といいますか、そこの責任の所在ちゅうのは、やっぱ県だけの問題では済まんと。やはり危険性があるものについてはですよ。
- ○議長(三角 良人) それも全部答えたでしょうが、県じゃなくて国まで及ぶって。それと久山町で30年間して。あなたね、答弁聞いてます、ちゃんと。
- ○議員(1番 児玉 求) 聞いてますよ。

- **〇町長(中嶋 裕史)** 聞いてないから、そんな質問でしょうも。
- 〇議員(1番 児玉 求) 聞いてますよ。
- **〇議長(三角 良人)** だから、要約して、何をもう1回質問したいんですか。責任をどこがとるかですか。どうですか。
- ○議員(1番 児玉 求) はい。今ですね。
- **○議長(三角 良人)** 再質問は、答弁に対して、これが違ってますよとか、これを考えてくださいとかいうことです。だから、何を聞きたいんですか。
- ○議員(1番 児玉 求) 今、先ほど町長が言われました、教職員から出てると、私も福教組の資料でお話しておりますが、これは福教組だけの問題じゃないとですよ。だから、子どもたちにちょっとでも危険のあるものを、それが安全性が出てると、それは言いますよ、国は。国でも県でも安全性が出てると言います。執行せないかんわけやけど。しかし、その責任はとれんでしょ。その県の担当者なり、県という形になるわけですから、個人じゃなくて。そして、そういう被害がずっと来てるわけじゃないですか。だから、あれは集団じゃなくて、やはり希望する人は、歯科医院にかかってするべきだと私はそういうふうに思います。(「思いますじゃなくて質問をしてください。質問を。そうせんと答えられんじゃないですか」と呼ぶ者あり)
- ○議長(三角 良人) 全部答えてます。今までこっち二人で。あなたの言ってること。 それでは、町長かどっちか。同じ答えになると思いますが、責任がどこにあると、それと久山の 問題があるでしょ。それと歯科医師会のデータが。教育長お願いします。
- ○教育長(安河内文彦) それでは、再度おなじことになると思いますが、責任ですが、これは当然、教育委員会と学校ということになるんじゃないかなと思います。その上で、国・県も推奨しておりますので、そちらにも及ぶというふうな流れになっております。
- ○議長(三角 良人) 劇薬やないかとの説明があったでしょ。
- ○教育長(安河内文彦) 劇薬については、これ劇薬じゃないという説明を受けてます。何でもそうですけども劇薬というのは、希釈する前は劇薬かもしれません。しかし、専門家の手を通してきちっと薄めてやってるわけでございますので、劇薬には当たらないというふうになっています。ちなみに、オキシドール、あるいはカフェインあたりも劇薬です。濃くなれば劇薬になります。0.3~0.2%のオキシドールはうがいの薬になってますし、カフェインもコーヒーや茶として服用してます。ですから、何でもそうでございますが、濃いとか多量にとるといかんと思いますけども、若干の量、あるいは薄めたものであれば、劇薬も薬になるというふうなことは、もう皆さん御存じなことだろうと思います。それと。
- 〇議長(三角 良人) あと久山が30年。
- **〇教育長(安河内文彦**) 久山は、私が小学校の教諭で久原小学校におりました時期に、実際子ど

もたちにこのフッ素洗口していたわけでございますが、それ以来、その時もそうですけども、それ以後も、これをしとったからというて大きな事故が起こったというふうなことございません。 先ほど、もろもろ子宮頸がんの問題ありましたけども、これはもう子宮頸がんがしばらくしてパット出ましたので、そんな30年も後にこれが原因やったということじゃないと思います。早期の段階で影響があるなら、いろんな問題が出てくると思います。

したがいまして、30年間の間、出てないということは、安全性は確保されたということで 国・県のほうも推奨してきたという流れでございますので、先ほど申しましたように本町におき ましては、小学校において実施もしますし、これはもう保護者、教職員含めた同意、あるいは強 制ではなく選択であるというふうなことで実施していく予定にしております。

以上でございます。

- ○議長(三角 良人) 次は自席からね。ここじゃなくて、私も忘れとった。児玉議員。3問目です。
- ○議員(1番 児玉 求) ちょっとあれには書いてなかったんですけど、周知徹底の件についてお尋ねしたいと思います。
- **〇町長(中嶋 裕史)** 何回言うね、おんなしこと。夜も歯科医師会が来てちゃんと保護者集めて 説明しとるって言よろうが。
- ○議員(1番 児玉 求) だから、その内容がメリットだけ説明され、デメリットの説明がなかったんじゃないですか。だからまあいいです。

教育長は先ほどおっしゃいましたが、希釈したもんだから害がないということですけど、こういう考えもあるんですよ。青酸カリを希釈したと。だから希釈しても私があれですけども、その物質的に毒性は低くなるけど、毒であることにはかわりはないと、それよりもまず歯磨きですよね。先ほど聞きましたけど、そういう体制を二小、三小ともとるというふうなお話でしたですね。だから、より歯磨きも3本やっぱ必要なんです。歯間ブラシとちっちゃいやつと普通の歯ブラシと、だからそういうふうな形で、まず安全なものを子どもたちにやっぱりしていかないかんと危険な物をですよ。

- 〇町長(中嶋 裕史) それはわかるって、集団生活で。
- ○議長(三角 良人) ちょっと、町長。質問は。
- 〇議員(1番 児玉 求) 以上です。
- **○議長(三角 良人)** 保護者に説明したかどうか。中嶋町長。
- ○町長(中嶋 裕史) 教育長がそれはちゃんと1問目で説明したように、保護者会で集めて郡の 歯科医師会のほうできちんと説明をしております。それで問題はありません。

それと、ワクチンというのは毒物ですよ。だから、そういう概念をもったものを入れて、だか

ら人間にはどこかで害が起こりますよ。それで抗体をつくるわけですから。何でもそうなんですよ。 (「毒をもって毒を制す」と呼ぶ者あり) 全然毒物じゃないものを薬でも毒ですよ、全部、薬害は絶対あるわけですよ。それを自分が選択して医者もそれでこれを飲んだほうがいいだろうと飲むわけですけど。病気を治すかわりに、体のどこかに異変が起こるわけですよ。それで薬ですよ。

○議長(三角 良人) 以上をもって、児玉求議員の一般質問を終結します。

.....

- 〇議長(三角 良人) 14番、今村桂子議員。
- ○議員(14番 今村 桂子) おはようございます。14番議員、今村桂子です。

通告に従いまして2問の質問をいたします。

まず1問目は、第一小学校のアスレチック場の今後についての質問でございます。

第一小学校の校舎の裏にあるアスレチックは、数年前から立入禁止になり使用されておりません。最近は草が伸び過ぎ金網を超えて道路のほうまでせり出しアスレチックが見えないほど草に 覆われております。

お手元の資料の1に道路側から撮った写真を提示しております。これは昨日の状況で、今朝も通りましたが、まだこの現状が続いております。ヤブカが発生するなど環境的にもよくありませんし、外部から金網を乗り越えて進入できることから、アスレチックを燃やすなどの危険性もなきにしもあらずです。また立入禁止のロープは張ってありますが、アスレチックで遊びけがをするとも限りません。

すり鉢状のこの場所は、以前は相撲場として使用されており、その後アスレチックが設置をされました。コミュニティセンターが建設されました時に、少年相撲大会の土俵を移設することとなりアスレチックを撤去し、相撲場に戻すなどの検討がされておりましたが、この場所の現在の状況はどうなっておりますでしょうか。

また、今後の活用の方法として、アスレチックを撤去するのか補修して使用するのか再度相撲場として活用するのか平らにして駐車場として活用するのかなど、さまざまな活用の仕方があると思いますが、今後のこの場所をどのように活用していくのか、活用方法についてお尋ねをいたします。

2問目ですが、お盆用品集積場所でのマナー対策についての質問をいたします。

須恵町におけるお盆用品、お供え物の集積場所は旅石墓地の集積場所から現地の形状変更に伴い、旅石は集積ができなくなったため、今年度からは11カ所が指定をされております。以前は精霊流しとして川に流していたものが、川に流せなくなった現在は集積場所に置くようになっております。

しかし、集積場所を勝手に広げておいたり火をつけたままで帰るなど、なかなかマナーが守られておりません。町としては広報紙の中にチラシを折り込んでおります。このようなチラシを折り込んでおりますが、このチラシの中には火は消して帰ること、また川には絶対流さないこと、お供え物は必ずビニール袋に入れることなどの注意を促しておりますが、守られていないのが現状でございます。

以前、旅石墓地の集積場所では、ぼやがあり消防車が出動しました。一昨年には熊本橋の集積場所でお供えの火が枯れ草に燃え広がり消防車が出動しております。民家の前での火事で住民の方たちは15日には家を空けるのが不安のため、実家にも帰れないとの声をお聞きしております。特に熊本橋の集積場所では、車で来れることやわかりやすい場所であるため多くの方がお供え物を持ってこられております。チラシで車の利用を控えるようにお願いしますとの注意書きがあるにもかかわらず、お供え物を置かれる際の駐停車により渋滞を招いており、一般の通行車両の妨げとなっております。

また、集積場所以外にも川に沿ってずらっとお供え物を置き、火を消すどころか火が消えないようにカバーまでつける始末です。お供え物も燃えやすい紙の袋に入れてある物も多く見受けられます。マナーを守らない多くの方々のために集積場所の何倍もの距離にお供え物が置かれているのが現状です。

写真2をごらんください。一番上とまだお昼でございますが、2番目も車がずらっと並んでいてお供え物の指定場所からどんどん広がって川沿いに置かれているのがわかると思います。一番下の写真は、夜になってからの写真ですが、民家の前の様子です。火がついたままのお供え物があちこちに置かれております。この後もどんどん持ってこられて、ちょうどこの収集をされる時間が夜中の2時ごろでございますが、その後もまだ持ってこられているような現状でございまして、次の日に収集後の二、三個置かれているのが、現在もまだ置かれている物がございます。

このようにお盆の15日を迎えるたびに、集積場所ではないのに家の道の前にお供え物を置かれ、火事の不安や交通渋滞の迷惑など、住民の方々が迷惑をこうむり不安を抱えております。きょうも傍聴席のほうには、お困りの住民の方が仕事を休まれるなどして、三、四名見えているようでございますが、15日には消防団などの協力で見守りをお願いしたり、熊本橋の集積場所では、監視員を置いたり指定場所の終わりに立て札やカラーコーンを置くなどの対策はとれないのでしょうか、お尋ねをいたします。

- 〇議長(三角 良人) 安河内教育長。
- **〇教育長(安河内文彦**) それでは、第一小のアスレチックの場の今後はということでお答えします。

御質問の一番目のアスレチックの現状でございますが、第一小学校内にある自然学習園――こ

のアスレチックは自然学習園と呼ばれてるみたいですね。昭和51年に完成し約40年経過しております。この広場は少年相撲大会の会場にもなっていた場所で、当時は運動場の屋根つき土俵と、このすり鉢状になった観覧しやすい2カ所で相撲大会を行い、にぎわいを見せていたそうです。その後、昭和63年にアスレチックが完成し自然学習園で遊ぶ子どもたちがたくさんいました。平成16年に老朽化によるアスレチックの改修を行い利用しておりましたが、校内放送が聞こえない、あるいは授業の開始がわからずにまだ遊んでいる子どもがいたり、アスレチックで遊んでいてけがをする子どもがいたりして目が届かないというところがあり、学校での管理が困難となり、平成20年ごろに利用を中止しております。

2番目と3番目の質問については、現状は、施設内は雑草に覆われて人が入れる状態ではありません。また、改修してから約10年経過しておりアスレチックの再利用は難しいと考えております。現在、自然学習園の周りには、写真にありますようにフェンスに囲まれ中には入れませんので、そのままの状態でフェンスの外側の法面だけを草刈りをしている状況です。平成25年にすこやかコミュニティセンターを建築した際、先ほど議員もおっしゃったように、仮設土俵の移設が必要となり、自然学習園を整備し相撲場をつくるという案が浮上しました。整備に要する費用と年に1度しか使用しない相撲場整備の費用対効果を考えて実施には至っておりません。

学校においても、過去に放送が聞こえない、あるいは本施設が死角になり、けがをする児童も あったという報告を受けております。したがって、学校長より学校施設としての活用は不審者等 の問題もあります。安全・安心の観点から難しいという回答を再度受けております。

以上のことから、現在のところ、自然学習園の今後の活用については考えていないというふうなこと、現状維持というようなことで考えているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(三角 良人) 続いて、安河内地域振興課長。
- **〇地域振興課長(安河内 隆**) お盆用品集積場のマナー対策ということで質問要旨の順にお答え したいと思います。

まず、1点目でございます。集積場のマナーの現状でございますが、マナーは年々よくなっていると認識しておりました。数年前に線香をつけたままということが起こりまして、消防車が出動したっていうことを聞いております。今年度につきましては、以前に比べて随分とマナーはよくなったと、利用されている住民の方からは聞いておりました。

2点目でございます。町内11カ所の集積場につきましては、事前に草刈り、清掃を行いまして、木ぐいとロープにより、集積場所の範囲を指定して注意事項をお知らせする看板と、火を始末するためのバケツを設置しております。特に熊本橋集積場におきましては、別に火の始末に関する看板を設置しております。また先ほど議員も申されましたとおり、広報紙に折り込んでおり

ます環境だよりやホームページにおきまして、火の始末や車を控えていただくようお願いをしているところでございます。

3点目でございます。町内箇所を消防団へ依頼しまして見回りをすることにつきましては、本 来の消防団の活動から考えますと難しいと考えております。

4点目と5点目でございます。今後は他の集積場の状況も含めまして調査を行いまして、火の始末、車の利用を控えていただくことなどの周知の徹底を図るとともに、必要があれば職員に言って対応したいと考えております。

以上でございます。

#### 〇議長(三角 良人) 今村議員。

○議員(14番 今村 桂子) ただいまお返事をいただきましたが、1点目の第一小アスレチックの件でございますが、現状のまま撤去もせず補修で利用もできないということで今言われておりました。そして、管理が行き届かないということでございます。草も現在のままということであれば、草の丈というのは子どもの背丈以上に今伸びております、アスレチックの周り。あそこに子どもが連れ込まれて何かされてももうわからない現状ですよね、今の草丈でいえば。先ほど安心・安全の観点から難しいということでございますが、草をそのまんま放置されますと環境的にも近所の方、ヤブカ等も発生しておりますし、そういうような観点もございます。できればもう使わないのであれば撤去していただくのが一番、管理上もいいかなと思いますが、予算がかかるにしろ安心・安全のためであれば、撤去なら撤去という形をとっていただいたほうがいいのじゃなかろうかと思っておりますが、その辺を後でお答えください。

そして、けがをした子どもがアスレチックでいたということでございますが、現状アスレチックがあれば、学校の子どもさんは遊ばないにしても、よそから来られた方がちょっと入られて遊ぶということもできますし、現状の金網であれば乗り越えることが可能です。金網は足で乗っていけば乗り越せますので、安心・安全がどちらにあるのかということを考えていただきたいなと。ちょっとお金がかかっても撤去されるなら撤去をお願いしたいなと思っております。

それから、2問目のお盆用品のマナーでございますが、この件は見に行かれてないんですよね。 聞いておりましたということは。これは、私が写真をつけてますのは、今年のお盆の状況でございます。熊本橋の。現状見ていただいたらわかると思いますが、これでよくなったんだとしたら、前はものすごくひどかったということです。この写真のように本当に近所の方は、車ももちろんそうですし、あの辺の自分の敷地内で車の方向転換をされたりしてますし、そして一番やっぱり肝心なのは火の始末です。このように本当に火をつけられて、風が強いときは燃え移るんじゃないかと不安でたまらないと、あそこは新築が何軒かできておりますので、本来であれば集積場所っていうのは、もっと家よりも遠いところまでが集積場所なんですね。今は集積じゃなくて、集 積っていうのは集めて積むと書きますが、集積じゃなくて今は皆さん置いて火をつけて拝まれて そのまま行かれるというような形になってるんですね。本来の集積場所っていう意味をどのよう に捉えてあるんでしょうかということが1点。

それから、火の始末の管理をしてくれっていう看板を立てられているということでございますが、夜持ってこられる方は看板は見えません。だから、看板を立てられてもそれをわざわざ読んで火はつけたらいけないんだなって考えられる方はほとんどいないと思います。その点が1点。

それから、今後、調査をしますということでございますが、今広報紙に注意書きを折り込んでおります。しかし、区に入ってない方にはこの広報紙はいってないわけですね。ということは、この辺一番未加入が多いところですので、約半分の人、4割にはこの広報の用紙は届いていないというのが1点ですね。

それと、見てない方もいらっしゃるとすれば、5割以上の方がこういうものを見ていないということがあると思います。熊本橋と、それから旅石だけが家が付近にございます。だから私が言ってるのは、家がある特に熊本橋、あそこは本当に範囲が広くて、来られる方も上須恵、南米里、大島原はもちろんですけど、藤浦、城山、一番田もあの辺の付近の方がほとんどいらっしゃるんです。それと車がとめやすいということもあると思いますし、場所もわかりやすいというのもあると思います。そういう範囲が広い中で、熊本橋の監視に関しては、やはり民家も近いということもありますし、風が強い日は心配です。そして昨年まではカラーコーンがここまで置いていいですよっていうのが一応は置いてあったんです。しかし、それを超えてずっと川沿いに置かれるんです。それでやはり今後、この注意を促す広報紙も届かないような家庭の方も置かれてるということで、15日、1日なので監視員を置かれて車のと、まあ車はあれですけど、火の始末、そしてここに置くんですよというのを二、三年したら、そういうのってマナーを守られてくると思うんです。それでそういうことをやっていただけるかどうかというのを、1点質問をいたします。

#### 〇議長(三角 良人) 中嶋町長。

**〇町長(中嶋 裕史)** アスレチックの件についてでございますが、これは草を刈ったり整備すると使っていいという逆にそういう思いになるかもわかりませんので、もう自然のものをやぶにして何か地域とか、あるいは学校は使いにくい死角になっているということですから学校は使わないわけですが、何かの形で使うということであれば、その時点で扱うというふうなことを考えております。無駄な出費ということになろうかと思っておりますので、今のところじゃあ次に何に使うかというように考えておりませんけれども、まあそういうふうな考えでございます。

それから、お盆の件でございますが、これはカラーコーンじゃなくて木ぐいとロープで範囲を示しておるわけですが、その範囲の中におさめてない。まあ、先祖を敬う気持ちがある人ですから、言えばわかってくれると思いますので、職員で対応します。

交通の渋滞については、お墓でもそうですが、盆の間はもう車は動きません。篠栗でも全然動けないような状況になっております。まあこの程度なら許せるのかなと思います。これは交通指導員会のほうにボランティアで何かしてもらえるかということのテーブルにかけたいというふうに思っております。あと11カ所もありますので職員がそこにずっと配置しとくというのは難しいわけですが、ある程度巡回をしながら地域振興課のほうで対応するということでございますので回答といたします。

# 〇議長(三角 良人) 今村議員。

○議員(14番 今村 桂子) 今アスレチック場の1問目の件でございますが、今後、草のまま置いとくということでございますので、私としては、環境上はちょっと厳しい状況にあるのかなと、見たときにあそこいつも車で通る場所ではございますが、すごいもう外のほうまで張り出してきてるので、何とか外のほうだけでもまずは草刈りのほうをお願いをしたいと思っておりますが、今後は安心・安全の立場からどちらが安全なのか、まあどっちとも言えないんですけど、予算の関係もあると思います。それで何らかの時点で扱うということですが、今後どういうふうな活用ができるかを、検討をしていただきたいなと思っておりますので、この点はよろしく検討のほうをお願いしたいということで、検討されるかどうかのお返事を1点お願いします。

それから、マナー対策に関しましては、今本当に火事が起こってから消防署の指導もございまして、水をバケツで置いてあるということでございます。その前は、火事が起こったときは水も置いてない状況の中で火が燃えてるということで、その付近の家の方にホースと水をくださいと言ってこられたときには、もう燃え広がって消防車を呼んだという経緯がございまして、やはり付近の方は、本当に火事に対しては怖い思いを1回されてるから、風の強い日は本当に飛び火が飛んでくるとか、それとか草を刈った後は枯れてるので燃え広がりが強いという点もございまして、やはり安心できないという状況の中でございました。

しかし今、町長のほうが職員で対応していただくということでございます。まあ11カ所はございますが、今私が調べたとこによりますと、熊本橋がやはり一番集積物も多いし大変困ってるというのも、家も近くにありますし、皆さんが行かれる量が全く違うということでございますが、それで熊本橋のほうは中心にやはり職員のほうで対応、見回り、そしてせっかくロープが張ってあるのに、そこに皆さん置かれないと、その何倍もの距離に広がってるというところも問題だと思いますので、そのロープが張ってあるところに置いていただけば、家のほうの方たちも住民の方たちも文句は出ませんし、しっかりとそこができるようになれば大丈夫だと思います。職員で対応していただくということで、非常にありがたい言葉をいただいて、きょう来られてる方も安心をされたと思います。また、交通に関しては指導員さんのテーブルにかけていただけるということで、これが来年実行されることを期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

.....

**〇議長(三角 良人)** ここで、お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時 15分といたします。休憩に入ります。

午前10時03分休憩

午前10時14分再開

- **〇議長(三角 良人)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。
  - 3番、白水勝元議員。
- 〇議員(3番 白水 勝元) 3番議員、白水勝元です。

須恵町のまち・ひと・しごと創生総合戦略に具体的な事業として掲げられたシンボルである皿 山公園の整備推進、これについて具体的な実施計画についてお尋ねいたします。

通常、皿山公園の美化作業は――美化作業といえば、草取りや簡単な枝打ちなどですね、町有林管理人によってなされていると思います。ここで、ある程度費用がかかる。例えば予算化が必要な公園の整備は実施計画が必要だと思います。

例えば、公園のツツジについても、整備が必要な時期に来ているのではないでしょうか。約3万本のツツジは10年以上経過して、背丈が2メートル以上となり、見る位置によっては枝しか見えません。また、着花率も低下しているように見受けられます。伸び過ぎたツツジは低い位置からでは花は見えないし、最近はよい状態の着花と申しますか、花が咲いたのを見ていません。

第5次須恵町総合計画の振興計画の観光振興では、このように書いてあります。若杉山や皿山 公園などの自然環境や地域にある史跡や文化を再確認し、観光資源としての活用を促進しますと あります。これらを総合的に踏まえた実施計画の立案について問います。よろしくお願いします。

- 〇議長(三角 良人) 安河内地域振興課長。
- ○地域振興課長(安河内 隆) それでは、皿山公園の整備実施計画は、ということでお答えしたいと思います。

質問要旨の順番と前後いたしますけれども、よろしくお願いいたします。

皿山公園は、四季折々の花など自然が楽しめる住民の憩いの場として、また、岳城山から若杉山にかけてのハイキングコースとしての利用をされております。

まず、1点目でございますが、総合戦略に掲げております皿山公園の整備推進につきましては、

須恵町に住みたい、住み続けたいと思える魅力ある住環境を形成し、須恵町が有する住環境の魅力を発信していく上で、自然公園との位置づけから、森林機能に重点を置いた自然環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

具体的な整備といたしましては、草刈り、不良木の除去、遊歩道の維持補修及びベンチ設置などの追加などを計画しております。

また、皿山公園周辺は自然公園の様相を形成している保健、レクリエーション機能が高い森林 地域となっており、森林の有する多面的な機能を確保するため、須恵町森林整備計画に基づいた 整備。方向性といたしましては、自然との触れ合いや学びの場として提供する観点から、自然環 境や植物群落を有する広葉樹を導入しまして、多様な森林整備を推進したいと考えております。

4点目ですが、総合計画に掲げております観光振興といたしましては、福岡市内からのアクセスの優位性を生かした観光資源としての活用を促進したいと考えております。

現在の取り組みといたしましては、福岡地区観光協会と周遊ルートを共同で作成しまして、情報誌等を活用したPRを実施したところでございます。今後の方針としましては、商工会や地域と協力した相互観光ネットワークや観光ルートの構築を促進したいと考えております。

前後いたしましたが、2点目と3点目でございます。

ツツジの管理につきましては、毎年、公園内の樹木を含めました剪定業務を外部に委託発注を 行っており、選定時期は、開花終了直後に行っております。先を割った花や伸び過ぎた枝を軽く 刈り込みすることで、夏芽、秋芽が長く伸びるような花芽の形成に注意して調整をしております。 深く刈り込みを行うと、翌年開花する花芽のついた枝まで刈り込みすることになるため、開花す る場所のバランスを考慮して、伸び過ぎた枝を刈り込んでおります。

また、専門家の意見として日本樹木医会福岡県支部の理事の方に相談しましたところ、今の対処で問題はないとの回答を得ております。

議員が申されていますとおり、場所によって日当たりの違いや天候に左右されることで、開花 状況が思わしくない場所もありますし、人の背丈ほどに伸びた箇所もあります。

現在の対応としましては、開花時期にホームページで見どころ、スポットを地図や写真で案内 しているところでございます。

今後も、冒頭申しましたとおり、桜、ツツジ、ショウブ、アジサイ、四季折々の花など自然が楽しめる住民の憩いの場として、森林機能に重点を置いた整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(三角 良人) 白水議員。
- ○議員(3番 白水 勝元) ただいま、森林機能に重点を置いたということでおっしゃいました

けども、例えば、皿山公園のツツジについてさらに言いますと、十数年前には、役場とかあるいは、高台、あるいはバスの車窓から美しく咲いたツツジが見えました。今は全く見えません。も う木に隠れてしまっている状況です。

この辺については、少し伐採や間伐するなりして見えるようにすれば、例えば、何らかの理由 で訪れた人がツツジを見て、ああ、あそこの場所行ってみたいというふうに思えるようになるの ではないでしょうか。

それから、アクセスの話ですけども、公園の上部ですね、小動物園や池とあずまやのあるところへのアクセスもお考えいただきたいと思います。ツツジや紅葉の季節には、足の弱い人のためのシャトルバスなどの企画があってもよいのではないかと考えます。この点についても問います。

### 〇議長(三角 良人) 中嶋町長。

○町長(中嶋 裕史) 基本的には、くじゅう花高原だとか福知山花高原とか、そういうふうな形で整備された、非常に、何ていいますか、自然環境と外れたところできちっと整備されたといいますか、そういうふうな整備の仕方はしないと。植生に応じた形でやっていこうということでございますが、そうしますと、言われたように周りの木がアカマツだとか松の木あたりが上に伸び過ぎて、そしてまた桜の名所でもしておりますので、桜の木あたりがずっとはびこって、上の公園からは市内のほうが見えないという状況もありますので、それについても、若干、山の作業員さんによって切ってもらったり、いろいろしておりますけれども、できるだけ植生というか、あったものをそこに残していこうという形での自然公園というふうな狙いがありますので、なかなか、その、ツツジだけに限って、それを守っていこうというものでもないもんですから、なかなか対応が難しいということで。

現在、ショウブだとかアジサイ、それから桜、それからツツジということで、四季を追って、ずっとこう登っていくというような形を考えておりますので、特段、ツツジに限ってということは難しい。そしてツツジも深く刈り込みますと、夏芽、秋芽ということで、その芽を摘んでしまうもんですから、次はひょっとしたら花が咲かないということで、それをできるだけ小さくしようということ、それは計画的に、ここは大きく刈り込もうということで、翌年は花が咲きませんというふうなことでしておりますので、それはPR誌等、福岡都市圏のそういう情報誌のようなのに載せて、していきたいと。

で、全て、3万本ですか、それがきれいに見えるという昔を思い出すと、ちょっと今管理の状態がおかしいのかなというふうに言われますけど、なかなかそこがうまくいかないというような 状況でございます。

道路の整備にしても、シャトルバスっていうのは、そのシーズンだけぐらいは考えることが必要なのかなとは思うんですけれども、あとは、非常に、道にしても舗装すればいいんでしょうけ

れども、簡易舗装とかですね。簡易舗装するためには、一応、やっぱり、あります今の林道の側 溝を整備しなければならないということですから、莫大な金がかかるわけですが、いずれは簡易 舗装的なものをやって、上まで軽く登れる、あるいは車ででも登れるというような状況をつくっ ていきたい。

そうしますと、また荒れてくるというような状況がありますので、今のような施錠の方法もあるわけですが、その時期にはそれを外して、監視人を置くというようなことも考えていきたいというふうに思っております。

- 〇議長(三角 良人) 白水議員。
- 〇議員(3番 白水 勝元) よくわかりました。

それとツツジについて、何度でも言いますけども、ツツジも背を低くするためには刈り込めばいいらしいです。ただし、二、三年花が咲かないかもしれないと聞いております。

ですから、それは計画的に、今年はこの場所はもう二、三年だめよというふうな感じで刈り込んで、次の低く見えるような花の咲き方を追求していかれたら非常にいいんじゃないかなと思います。

以上で私の質問を終わります。

.....

- O議長(三角 良人) 7番、松山力弥議員。
- 〇議員(7番 松山 力弥) 議席番号7番、松山力弥でございます。

今回も、前にもしたかと思いますけども、行政区再編と校区見直しの議論をということで通告 しておりましたので、よろしくお願いします。

この一般質問は、過去、何名かの議員が質問し、将来の検討課題として先送りされているテーマでございます。この課題については平成27年3月議会において、我々の同僚議員でありました藤石前議員が、5期20年の議員生活の最後に質問をされ勇退されました。本日、傍聴席にお見えでございますので、恐らく私にエールを送ってないかと思っております。(笑声)

そのとき町長の答弁では、「最後に大きな事をおみやげに置いていかれました。」と言っておられます。そして総合戦略会議にて検討したい旨の答弁がありました。答弁はされましたでしょうか。

また、行政区再編は、市町村合併より難しいと思っているときの発言があり、私もそのとおりだと認識はしております。長い歴史の地縁関係、地域文化の継承等々があるとは思いますが、しかし、行政区が抱える昨今の課題は、組合加入率の低下の問題をはじめ、校区特区、子ども教育課では選択区域と呼んでいるそうでございますが、その選択区域による育成会活動の困難化や担い手の減少、区民の高齢化の複雑多様化し、町の支援なしでは解決しない事案が発生しています。

ここで、ぜひ、行政区再編を含めた、関係者によるさまざまな課題解決の議論をしてはどうでしょうか。

町例規には、行政区の適正な範囲並びに実施組織の編成について、地域の特性等に即した調査 を審議する須恵町行政区審査会条例もあり、町長の諮問に応じて設置が可能だとうたっています。 中嶋行政の集大成の一つとして議論を始めてみませんか。

住民自治組織である行政区と町が連携し、行政区間の規模の格差是正や行政区の運営力の向上を目指し、行政区の再編の議論の検討をお願いするところでございます。これは住民自治を充実させ、住民の皆様と行政がそれぞれの責任と役割を認識し、協働のまちづくりを推進していくための大きな一歩となるに違いありません。

ここで、町長にお尋ねします。

1つ目は、今回の事項は過去に答弁はいただいておりますが、町行政の円滑な運営を期するための須恵町行政区審議会を設置し、協議、議論する考えはありますか。

2つ目は、区の編成の検討もですが、校区も含めてやらなければならない、前に町長は言って おられますが、小学校の校区特区、選択区域による行政区の行事や育成会活動に支障が来てます。 校区の再編についても考えはあるか御答弁をお願いいたします。

# 〇議長(三角 良人) 中嶋町長。

**〇町長(中嶋 裕史)** 難しい、ややこしい問題を集大成というふうに言っていただき、本当に、 在任の期間でそれができるのかなというふうに思っております。

今、住民が増えてきておると、住民が動いているという状況の中では、なかなか中間でそのことをやっていこうというのは難しい問題があるわけです。

この区の再編の問題の中で、前回の区の再編は大体2万人ぐらいの人口でした。20行政区に すると500世帯が、2万人で、当時は7,000ぐらいでしたので、350から400戸ぐら いで一つの行政区をつくるのがいいだろうというふうな思いで、大体400戸を基準に行政区や ったわけです。

今、1万1,000戸あります。これを20行政区にすると550戸ということで、非常に地域の行政としては大き過ぎるという規模になってくる。大体400戸ぐらいが一番、公民館行政、自治行政やっていくためにはやりやすいのかなと思っておるわけでございますので、難しいと。

言いますように、今、人口が、増えたり減ったり、変わってきている状況の中で、区の再編を テーブルに上げますと、長くスパンを置かないと、住民が安定することが区の再編に一番いい時 期でなかろうかと思っております。今、区長会と議会のほうで、それをテーマとして協働作業を していただいておりますので、その作業を私どもとしては後押しするというような形で、住民の 方々から発議ないし思いが伝わってきたときに、その行政区の再編というものを打ち出したいと。 それは分区であったり、あるいは合併であったり、いろいろなことが生じてくるのではなかろうかというふうに思っておりますが、まあ、タイムリーに、議会と区長会がそういうことを話し合いをしてくれるということで助かってはおるわけでございますが、それを利用したいというふうに、今、思っております。

それと、行政区再編するための基準、前回は適正規模にしようということも言ったわけですが、 今回するならば何を目的にするのかと。

例えば、みんな地縁血縁ということで氏神様とか農区とか、そういう形の中で考えてあるわけでございます。だから農区の方が、行政区がちょっと外れたところに行かれても、その人は元の農区に絶対入りたいと。それは自治行政の中では、一応別のところに入る。そして農区としてはそこに入るというような2つの使い分け、自治行政がやりやすいような、戸数を含めて、そういう形の分区なり、合併の区をつくっていくというのが一番いい。

今回は、私は、学校の校区の問題が非常に難しい問題であろうと。

例えば、須恵の川内からは、第一小学校が見えるわけですが、第二小学校に行っておる。それから第三小学校のところは、旅石がずっと新しく増えてきておりますので、それが第二小学校に。で、第二小学校には、だから旅石区におる人は、須恵中央駅から須恵駅まで汽車通学をいいですよと、そういう特区を認めておるわけでございますし、旅石区の方が一部、第三小に行ってあることもあるわけでございます。それから、南米里区の宇美に接したところ、あそこについては宇美の小学校に、中学校に行っていいというふうな分け方をしておる。

そうしますと、問題になってくるのが育成会の組織でございます。だから、育成会を行政区ごとに育成会をつくらなければならないのかと。これはコミュニティがありますので、コミュニティで育成会をやればどうなのかなと。育成会は全戸加入を原則としておりますけれども、今のところ、全戸加入の育成会というのは少ないわけでございますので、その育成会のあり方も検討していかなければならないと。

多くの問題を抱えておりますので、今、そういう問題が起こってきてるということは重々わかるわけですけれども、少し人口の推移が安定した状況の中で、行政としては行政区再編を掲げたいというふうに思っておりますので、藤石区長も一般質問をして終わっておりますので、須恵区の問題が一番重要になってくるんじゃなかろうかというふうに思っておりますので、区長をしている間に何とかしたいというふうに思っておりますけど、よろしくお願いいたします。

- **〇議長(三角 良人)** 町長、行政審議会の設置について問いがあっとったが、それは。
- ○町長(中嶋 裕史) だから、もう少しこう、時期が尚早ではないかということでございます。 今、区長会と議会のそれに頼っておると。それのある程度の方針が出て、やっていきたいというふうに思っております。

- 〇議長(三角 良人)続いて、御手洗子ども教育課長。
- **〇子ども教育課長(御手洗文生)** それでは、御質問の2点目になります、校区の見直しについてでございますけれども、小中学校の校区につきましては、須恵町立小中学校の通学区域に関する規則で規定しております。各行政区単位で小学校区それから中学校区の通学区域を決定しておるところでございます。

しかしながら、先ほど町長のほうからの答弁にもありましたとおり、平成25年度に通学距離の問題、それから通学路の安全性の観点から学校を選択することができる区域を設定いたしました。これによりまして、同じ行政区内から違う学校に通学するというすれ違いが生じておるというところでございます。

また、現在では育成会の加入の問題、それから組合の加入の問題、こういったものが、この区域内でも発生をしておるという状況でございます。

このような状況を踏まえまして、今、選択区域であります行政区内の保護者の方々と話し合いを持ちまして、御意見等を拝聴しながら、ただいま改善策について検討をしておるという状況でございます。

校区再編につきましては、地域住民の方々の同意の上でなければ進展しないというふうに考えておりますので、まだまだ時間がかかるのではないかと思っております。それから、選択区域に限らず、須恵町全体の校区の見直しも将来的には考える必要があるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

- 〇議長(三角 良人) 松山議員。
- ○議員(7番 松山 力弥) 町長から答弁いただきましたけども、先ほど、区長会と議会との話し合いをと言いましたけれども、今、その話し合いに、私、メンバーとして入ってますけども、組合加入率の低下について、今、話し中でございまして、この再編については、まだそこまで行ってないわけでございます。

これは、約20年前に須恵町が22区から20区に再編したときに、資料がありますけども、昭和59年に行政区審議会が全区を白紙にした状態で検討いたしまして、昭和62年10月30日に、町長より改めて諮問を受け、63年4月1日から、上須恵と大島原と南米里が3区に分かれたわけでございます。

そして最終の答申は、その年の8月8日に町長に提出されたと思っております。それが大体、計算しますと、約4年間で答申が出てるわけでございますが、そのとき、一番大きい区が800所帯で、一番少ないのが80世帯。それを大体300から400ぐらいになっとるわけでございます。

そのときの最終答申の中に、佐谷区あたりも対象に入ったんですね、新原区、現状、その推移を見てから二分化するとかいろいろありますけども、もう時代が時代、流れが違いますので、これは適用されないと、余り参考にならないと思いますけども、審議会をつくっていかなければ、トップダウンでありませんので、そこの関係者の話し合いをするかしないか、するしないは別にして、審議会をつくっていただいて討論すれば、恐らく5~6年、町長は前に10年から15年かかると答弁しておりますので、まあ、そこら辺わからないと思いますけど、その時には人口が減ってくるし、また、区の状況も変わってくると思います。

それと、その30年前でございますけど、農区と財産組合は合併してもそのまま残っているということを審議会のほうは答申しております。

そういうことでございますけれども、町長、今するか、もうちょっと様子を見てって言っておりますけども、これ一つ、先ほどの御手洗課長の答弁と関連するわけございますけれども、今、 旅石区の選択地域で、約十数名か二十、わかりませんけども、行っとるわけでございます。

私、たまたま育成会の顧問しておるわけでございますけれども、旅石区の育成会長が非常に困惑しております。第三小学校に旅石区という区がありませんので、新原区のほうに子どもを預けておると。そうすると、新原区で行事があって子どもが行くと、今度は新原区の行政区が、「親もいない子を何でうちが預からないかんのか」と、「何かあった場合どうすんのか」と。これは耳にしたことございますけども、旅石区のほうに新原区から、「どうしてくれるとや」と、「どうかせないかんやろが」という要望もあっております。

これは、選択地域を認めたばかりに、こういう現象が起きとるわけでございます。だから、これは早急に何らかのラインを引かないと、区が何かおかしくなってしまって、親は育成会の旅石区のほうに行く、子どもは新原に行く、ということは子どもに対して親は何もしない、区の行事に対しては新原区には行かないわけですね。そこら辺を踏まえますと、これは早急な対策を何らかの形でしなきゃいけない。

そうすると、私がこの前も行きましたけども、前々回の質問で、いつやったか忘れましたけど も、旅石区をそのまま第三にやったらどうかと言いましたら、新原区に大型の宅地開発があるか ら、そうなってくると、今度は第三小学校が手狭になってくるということも言われました。総合 的に、私は、早めに審議会をつくっていろんな検討をしていただきたいと思います。

もう一つでございますが、この前、27年度に、これに関連してでございます、中部防災センターの土地を4,000平方メートルほど取得したわけでございますけれども、それが一番須恵町で大きな須恵区でございます。

先々、防災センターをつくったとしたら、その防災センターの運営は誰がするのか。そこら辺 を考えますと、一番大きい須恵区を運営に当たってもらって、公民館を一緒につくるなりして、 そこら辺を須恵区の分区を検討するのも、私は一つの手ではないかと思っております。

今、町長も先ほど言いましたけれども、その一般質問をして最後に置き土産をした本人が、その須恵区の区長をしておるわけでございますので、本当に、それが今、一番手っ取り早い話ができるんじゃないかと思っております。そこら辺を踏まえて、町長には早く審議会をつくっていただきたいと思います。

一つだけ、その須恵区の防災センターのことについて、先々のお考えはちょっと、私は区と関連してると思いますので、町長に、わかるところだけでございますけれども、考えがあるならば質問させていただきます。

そして、子ども教育課長につきましては、そこら辺を、第三小学校、新原区と旅石区の仲をとってもらって、よく整理していただきたいと思っております。

では町長、すみませんけど、中部防災センターと須恵区を関連しててございますから、御答弁をお願いします。

- 〇議長(三角 良人) 新原と須恵。
- ○議員(7番 松山 力弥) 旅石区と新原区については教育長にお願いをして、中部防災センターのことについて、須恵区が一番大きな世帯、1,200世帯でありますので、そこら辺を中部防災センターと関連したらいかがかなと思うこと、その件でできる話があったらお伺いしたいと思います。
- 〇議長(三角 良人) 中嶋町長。
- **〇町長(中嶋 裕史)** 須恵区の防災センターにつきましては、あくまでも町全体の中央にあります防災センターという考えでございます。そうしませんと、そのために県と約束して借りたわけでございますので、それが途中から変わるということはおかしいので。管理についてはこれからのものです。

だから、土地の購入に当たっては、防災センターを建てるということで起債を行っておるわけですから、今の時点でそれはできない、言えないということです。心の中にはあります。

それと同じように、分区についても、今どんどんと人が増えてきておるという状況、移動しておるという状況の中で、「俺の区は俺たちが考えるとたい」と、「何で町が考えないかんか」とそういうふうな、まだ空気もあるわけでございます。

だから、あくまでも地元の人たちが、ある程度、行政区、自分たちの行政区は自分たちがつくって、そして組合加入もしていただいて、そして区の運営をやっていこうという機運とあわせて行政区の再編をやらなければ、じゃあ、「何や俺らの希望は何も入ってない、もう、あれされた」と、「町内だったのが広域に入れられた」というようなことでは、非常に住民の自治意識というか、そういうものに関わってくるわけでございますので、先走って、どうだ、こうだ、とか

っていうことは非常に難しい問題がある、これがあるわけです。

町村の合併にしても、そういう問題があったわけでございまして、だから、合併には大筋合意 ということで、私も3町で合併を推進してましたけれども、最終的には、合併でいろんなメリットを考えたり、町民の人たちの気持ちを考えると、やはり合併は今すべきでないという判断で、 あの当時は3町合併をやめたわけでございますので。

その辺は非常に微妙なところがあって、町として、その行政区をつくるのは町としての利便性だろうと。我々からしたら、どこにおろうと須恵町のどこでも関係がないというような人たち、その人たちを啓発して、やはり、町は20の行政区で、その行政区が中心となって動いているんですよということを理解していただかなければ、なかなか、方向性をトップダウンでするのは問題がある。

簡単なことをすぐ情報が流れてしまうわけですから、そこに住んでいる人たちの意思だとか、 そういうものを無視するところが、市町村合併、行政区再編というか、出てきますので、だから、 その辺をもうちょっと私どものほうで整理させていただいて、それから立ち上げるというふうな ことでお願いしたいというふうに思っております。

#### 〇議長(三角 良人) 教育長。

○教育長(安河内文彦) あの、一応ですね、今話し合いを若干進めておりまして、その中で、お話をその特区の地域の方々、いわゆる該当の行政区の育成会の方のお話を聞きながら調整等も部分的に行っていこうということで今進めておりますので、今後、それを進めていきたいというふうに考えております。

#### 〇議長(三角 良人) 松山議員。

○議員(7番 松山 力弥) 先に町長のお答えですが、時期が来たらやるということでございます。さっきの中央防災センターについては、ちょっと私の質問離れてましたけど、それは失礼しました。

この、今、区長会とのその組合加入についての会議中で、こういうことがあったんですね。小さな区の区長さんが、ちょうど区の行政境、お宅はうちの区やからと言うたら、何と答えたと思いますか、「お宅の区は小さいから、こっちに入ると役もすぐ回って来るんで、大きい方に行く」って、こういうこと言いますね。これも一つの区が大きくなるのもパーセンテージは少ないと思いますけど、そういうこともあるんですね。

だから、町長はトップダウンではいけないと、住民の意思を尊重せないかんということでございます。それは確かにそうでございます。だから、各区、その大きいところ、小さいところに推進会をつくって、それから審議会をつくるとか、少しでも小さな会議でもいいですから、その初めの準備じゃありませんけど、そこら辺も会議に出していただくようにしていただけたらどうか

なと思います。

また、今の区長さんたちは積極的に我々議会にもいろいろ打診して、いろんな勉強をさせてい ただいております。だから、ちょうど今がいい機会じゃないかな思っております。

それで、何でも、今町長言いましたけれども、やっぱり、住民自治の判断に任せた方が私も一番いいとは思ってますけども、それではいろんな大小の地域ができますと、やっぱり何のことでも、いろんな消防団にしても何にしても、小さなところと大きいところの差が出てくると思います。早急に、時期が来たらぜひお願いしたいと思っております。

これで私は一応終わりますけども、育成会のほうも非常に子どもが傷つく、年ごろの小学生で ございますので、子どもが気を使わないような教育行政、その地域のコミュニティとかいろんな ことを全体的に考えてやっていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

.....

**〇議長(三角 良人)** ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

O議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。休憩に入ります。

午前10時55分休憩

午前11時04分再開

- ○議長(三角 良人) 休憩前に引き続き、会議を開きます。2番、世利孝志議員。
- ○議員(2番 世利 孝志) ちょっと微妙な時間配分ですね、本当。本日最後の質問をさせていただきます。2番議員、世利孝志でございます。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、2質問させていただきます。

まず最初に、小学校にエアコンの設置をということで、この件につきましては、平成26年9月に、同僚議員である田ノ上議員が学校の空調施設について質問されました。そのとき、現時点ではエアコンの導入はないが、気象状況や他市町村の進捗状況によって、将来的にはエアコンの整備は必要になると考えられますとの教育長の答弁でございましたが、あれから2年、今年は例年になく平年を上回る暑い日が続き、特に7月初めから毎月30度を超え、うだるような暑さが連日続きました。いろいろ新聞にも、このように「うだる8月」ということで、九州地方の新聞にも掲載されておりました。また、9月に入りましても残暑厳しい日が続いており、このよう

な中で、児童生徒たちは毎日学校で学習に取り組んでいます。扇風機は設置されていますが、この暑さでは、効果は薄いようです。あらゆる会合の中で、保護者や子どもたちから、学校に冷房はつかんとですかというような質問、意見が入ってきます。既に福岡市は全学校に完備されており、近隣の町でも設置、検討され、2年前と状況が変わってきています。須恵町においてもその時期に来ていると考えます。また今後、温暖化の影響で年々気温は上昇すると言われており、子供たちの健康を考え、エアコンの設置が必要じゃないかというふうに考えます。そこで一つ、現糟屋地区内のエアコンの設置状況はどうなっているのか、またそれを踏まえて検討されるのか。二つ目に、町長のほうから、町長会では糟屋の動向を見ながら検討するというふうなことを、前回言っておられましたが、その後、町長会の考えはどうなったのでしょうかということを質問したいと思います。

2つ目の質問でございます。運動会・体育会の時季を検討してはということで、本町の小中学校では、運動会が毎年5月に開催されていますが、この時季は暑さに加え、PM2.5の飛来が偏西風に乗り、高まりやすい時季とされております。健康面を考え、その時季は教室内での学習に集中し、また熱中症を起こさないためにも、比較的2.5が少なく、気候も穏やかな秋に開催するとか、時季を検討してはいかがでしょうかということでございます。そこで一つ目、郡内の小中学校の運動会の開催時季はどうなっているのか。二つ目に、今までずっと5月に開催してきておりますけれども、5月に開催しなければいけない理由はあるのでしょうかという、以上2項目につきまして質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 〇議長(三角 良人) 中嶋町長。

○町長(中嶋 裕史) エアコンの件について私のほうから答えさせていただきたいと思いますが、町長会のほうでは、宇美、須恵、篠栗、久山、山がつながっている所、山連合と我々言っておりますが、そこは検討中ということで、粕屋が設置をしたと、それから志免が、選挙で勝たれたほうが公約にしてありますので、4年間の間で検討したいというふうなことでございますが、方向としては必要であるというふうに私は考えております。それで、特別教室、多目的教室等、徐々に入れておりますけれども、国のほうの補助制度、これがいわゆる耐震のほうに現在補助金がいっておりまして、空調関係の補助金がつかないという状況があるわけです。これ、今のところ、私どものほうでは単独で入れておりますが、数多くあります普通教室に入れるとすれば、補助金制度があって、確実に補助金がいただけるということであれば2億円ぐらいかかるし、これからランニングコスト等を考えますと、1,200万円ぐらい年間にかかっていくわけでございますので、それと見合わせながらやっていきたい。ただ暑い・寒いだけであれば、例えば、夏休みの期間を少し長くするとか、そして、気候のいい時土曜日に出校させるとか、そういうふうなことで対応ができるわけでございますけれども、PM2.5だとか、いろんな要素が出てきておりま

すので、それについては、窓を開けて学習するということも同じようなことになってきますので、 その間窓を閉めるということになれば、エアコンが必要になってくるというふうなことだろうと いうふうに思っとる。だから、気象状況だけであれば問題ですけども、社会状況というか、環境 状況が変わってきておりますので、やはり空調というのは学校に必要ではなかろうかと。山連合 が考えるというのは、暑さ・寒さだけでは、志免、粕屋あたりからすれば2度ぐらいは温度が違 うわけでございますので、その子どもたちに聞くと、あるいは先生たちに聞くと、その暑さだけ ですと対応できると。8月は非常に猛暑でしたが、9月に入りますともう必要はないと。うちは 2学期制をとっておりますから、2学期の後半でございますけれども、うちの孫2人中学校へ行 ってますが、聞きますと、「うん、まあ必要ないっちゃないと」って本人は言う。「何で必要な いと」って言うたら、「もう卒業するけん」と言よりましたけどですね。それは冗談ですけど も……。私としては、将来的にはつけていく方向で、だから徐々にはつけております。それで、 一斉につけるには、国の補助金制度が整ったときにやっていこうというふうなことでございます。 それと稼働する日数というのは、7月の間ちょっとぐらい、9月がちょっとぐらいで、余り夏の 暑いときちゅうのはそう……、冬の寒いときのほうが使うことが多いんではなかろうかというふ うに思うわけですけれども、空調については、補助金を国が出しますよというようなことで、う ちのほう、申し込めばつくような事態が来ればつけると。そして、方向性としてはつけていって おるわけでございますので、つけていく方向にありますということでございます。

#### 〇議長(三角 良人) 続いて、安河内教育長。

○教育長(安河内文彦) 運動会の時期を検討してはというご質問でございます。小中学校の運動会・体育会及び幼稚園・保育園の運動会につきましては、まず、議員各位におかれましては、毎回御参加いただいていることに対しまして、厚くお礼申し上げます。10月もまた、幼稚園・保育園ありますので、よろしくお願いします。

さて、御質問の運動会・体育会については、文部科学省の学習指導要領の中で、特別活動の中に規定があります。規定の内容は、「学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」となっております。この学校行事の一つが運動会・体育会ということになります。本町においては、小中学校の運動会・体育会が5月になった理由について、2点から説明させていただきます。

第1点目は、本町が2学期制を取り入れたことです。具体的に述べますと、須恵町では、平成 17年4月1日から2学期制の試行を行い、本年度で12年目を迎えております。3学期制から 2学期制に移行するとき、学校では、総合的な観点から行事の見直しを行っております。それま で、運動会・体育会については、中学校が平成2年度より5月、小学校においては、秋の実施と 5月の実施が混在しておりました。2学期制の試行が始まり、町全体の小中学校の運動会・体育会が5月の実施となりました。その理由として、学校では9月が前期修了時期であり、通知表にかかわるテストの実施、あるいは前期のまとめと成績処理を行わなければならないからです。

2点目として、5月実施は、年度の早い時期に学年・学級のまとまりをつくることができるということです。これは、先ほど述べました学習指導要領に基づいて、人間関係の形成、集団における連帯感を深めるため、5月に運動会・体育会を実施し、早い時期に取り組むことによって、学年・学級集団のまとまりを図るなど、学校経営に生かしていくメリットがあります。現在、糟屋地区の学校では、中学校は5月の実施となっております。小学校においては、篠栗町、宇美町は秋に実施されております。他の6市町については、2学期制あるいは3学期制問わず、5月に運動会・体育会が実施されております。以前、ほとんどの学校が、私も子どものころ、全部秋に実施をしておりました。しかし、夏休み後の練習になると、まだまだ残暑厳しい時期でもあり、熱中症になることも5月実施の変更理由に上げられます。また、10月あるいは11月の秋の開催については、中学校では、大事な進路についての生徒指導の時期に当たりますので、この時期の開催は難しいのではないかと考えます。そして何より、学校行事に加え、地域行事あるいは社会体育行事等もこの時期に集中しており、行事を入れるすき間がないのが現状です。以上の点から、開催時期につきましては、5月の開催が現時点では適切であろうというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(三角 良人) 世利議員。
- ○議員(2番 世利 孝志) 今、町長から温かい答弁をいただいたような気がします。それ、 2億円からかかることで、本当にお金がかかることで、本当に質問させて申しわけないと思って るんですけども、やはり基本が、先ほどもちょっと言いましたように、大体毎年、ラニーニャ現 象とか何かいって、温暖化の関係で、毎年1度ずつぐらいずーっと気温が上がっていくような、 そういうふうにも書かれておりますので、将来を見据えて、お願いをしたいと。子どもの健康が 第一でございますので、そういうことで今回質問させていただきました。補助金がつくのを望む わけでございますけど、つけば、順次できるところから設置、導入していただきたいということ でお願いをしたいと思います。

それと、2項目めの運動会の件ですけども、教育長の言われたことにつきましては、よく私も理解をしているつもりでございます。新学期を迎えて、1年生が4月に入学して、交流を深めながら運動会をするということでございますが、何ていいますか、気温から見ても、今までの統計があるんですけども、5月と11月から、やはり11月のほうが気温も低いし、過ごしやすいということと、PM2.5も、特に1月から5月が非常に集中をするということでございます。昨

年も、ちょっと熱中症、気温の関係なんですけども、第二小学校は運動会前に熱中症がちょっと 出たわけでございますので、今後のことも含めて、二度とそういうことが出ないような形が、一 番私が……、望みでございましたので、検討していただきたいなというふうなことで出したわけ でございますが、今、教育長の答弁の中じゃ、もう検討する余地はなし、5月に開催ということ で、検討する余地もないんでしょうか、教育長。

- 〇議長(三角 良人) 安河内教育長。
- **○教育長(安河内文彦)** 今のところ、検討する余地はないという……。
- 〇議長(三角 良人) 世利議員。
- ○議員(2番 世利 孝志) もうわかりました。これ以上言うても無理じゃろうと思いますので。ただ、宇美町と篠栗町が秋に開催されているということでございまして、何ていいますか、そこはそこの持論があると思いますし、先ほど町長のほうからもちょっと出とったんだけども、何ていいますか、時期をずらして、例えば、夏休みあたりがほかから比べたら、8月の24、5日ぐらいから行ってますよね。よそは、3学期のところは9月からになりますので、そういうふうなことも含めて、土曜日の活用というか、土曜日も授業していいっていうのが文科省からはっきり出ているわけで、これをどうしなさいというわけじゃない、検討していかなくちゃいけないと思います。暑さ、気象状況を考えて、土曜日の生かし方とか、それとか時期をずらすとかっていう形をすれば、若干エアコンの問題も解決するんじゃないかというふうに考えております。質問じゃございません。今後とも、この件につきましては、いろいろお金に関わることで、財政面には非常に大変でございますし……。それで、ちょっと言うのを忘れておりました。須恵町も、町長の話じゃないけども、子育て世代の人口がどんどんどんどん増えていきよるということで、やはり住みやすいから須恵町に来てる若い夫婦、若い世帯の方が増えてきておりますので、今後この問題につきましても、さらに検討を望むわけでございます。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(三角 良人) これにて、一般質問を終結します。

**〇議長(三角 良人)** 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願います。 次の本会議は9月14日、午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時24分散会

### 平成28年 第3回(定例) 須 恵 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成28年9月14日(水曜日)

#### 議事日程(第3号)

平成28年9月14日 午前10時00分開議

日程第 1 議案第49号 平成27年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定に
--------------------------------------

日程第 2 議案第50号 平成27年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に ついて

日程第 3 議案第51号 平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について

日程第 4 議案第52号 平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 について

日程第 5 議案第53号 平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認 定について

日程第 6 議案第54号 平成27年度須恵町水道事業会計決算の認定について

日程第 7 議案第55号 須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第56号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正す る条例

日程第 9 議案第57号 須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第58号 自治功労者の推戴について

日程第11 議案第61号 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第2号)

日程第12 議案第62号 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第13 議案第63号 平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第14 請 願 「少人数学級の推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係

機関に求める意見書提出に関する要請

日程第15 陳 情 玄海原発事故への備えとして、安定ヨウ素剤の住民への事前配布を

求める陳情書

日程第16 委員会の閉会中の継続調査について

日程第17 議員の派遣について

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第49号 平成27年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 議案第50号 平成27年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

日程第	3	議案第51号	平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
			について

日程第	4	議案第52号	平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
			について

日程第	5	議案第53号	平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認
			定について

日程第 6 議案第54号 平成27年度須恵町水道事業会計決算の認定について

日程第 7 議案第55号 須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第56号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正す る条例

日程第 9 議案第57号 須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第58号 自治功労者の推戴について

日程第11 議案第61号 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第2号)

日程第12 議案第62号 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第13 議案第63号 平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第14 請願 「少人数学級の推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係

機関に求める意見書提出に関する要請

日程第15 陳 情 玄海原発事故への備えとして、安定ヨウ素剤の住民への事前配布を

求める陳情書

日程第16 委員会の閉会中の継続調査について

日程第17 議員の派遣について

#### 出席議員(14名)

1番	児	玉		求	2番	世	利	孝	志
3番	白	水	勝	元	5番	Ξ	角	栄	重
6番	田	ノ _	Ŀ	真	7番	松	Щ	力	弥
8番	猪	谷	繁	幸	9番	田	原	重	美
10番	合	屋	伸	好	11番	原	野	敏	彦
12番	11]	上	政	義	13番	柴	田	真	人
14番	今	村	桂	子	15番	111	角	良	人

# 欠席議員(なし)

# 事務局出席職員職氏名

局	長	吉	松	良	徳	係	長	白	水	誠	
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

# 説明のため出席した者の職氏名

町長	中	嶋 裕	史	副 町 長	平	松秀	_
教 育 長	安	河 内 文	彦	理事(会計管理者)	今	泉俊	裕
総 務 課 長	満	行	誠	都市整備課長	安	河 内 久	人
地域振興課長	安	河 内	隆	まちづくり課長	櫻	木 幹	夫
上下水道課長	石	井 浩	=	健康福祉課長	小	林はつ	み
住 民 課 長	梅	野	猛	税 務 課 長	甲	能 裕	和
子ども教育課長	御	手 洗 文	生	社会教育課長	Ш	津 政	文
総務課参事	平	山幸	治	総務課課長補佐	諸	石	豊
監査委員	百	田清					

#### 午前10時00分開議

○議長(三角 良人) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

ここで、一括議題について、お諮りします。議案第49号から議案第54号は、それぞれ関連 議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

# 日程第1. 議案第49号から日程第6. 議案第54号までの6議案を一括議題

○議長(三角 良人) 日程第1、議案第49号平成27年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、議案第50号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、議案第51号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第52号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第53号平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第54号平成27年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

〇決算審査特別委員長(今村 桂子) おはようございます。決算審査特別委員会に付託を受けて おりました議案第49号平成27年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 54号平成27年度須恵町水道事業会計決算の認定についてまでの6議案について、審査の経過 と結果について報告をいたします。

審査に際しましては、関係課長、係員から決算概要の説明を聞くとともに、提出資料を参考に、 去る9月5日、6日、7日の3日間審査を行いました。審査内容の詳細につきましては、議長を 除く議員13名の特別委員会であることから省略させていただきます。

それでは、各議案についての報告に入ります。

議案第49号平成27年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、別冊の決算書 10ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額88億2,193万1,877円、対前年度比11.4%の増に対し、歳出総額85億6,057万9,893円、対前年度比12.8%の増で、歳入歳出差引額は2億6,135万1,984円となり、平成27年度の決算は、歳入歳出ともに85億円を上回り、過去最高額となりました。

経常収支比率は85.5%で、対前年度比1.5ポイント改善されました。

翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費の繰越額3,204万2,000円を差し引いた実質収支額は2億2,930万9,984円で、6年連続の黒字決算となっています。

この実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は、9,181万2,000円の 赤字となりました。

財政調整基金へ町有地売却及び基金積立利子により1,217万1,000円の積み立てがありましたが、377万6,000円の取り崩しがあり、実質単年度収支額は8,341万7,000円の赤字となっています。

財政調整基金と減債基金を合わせた基金残高は、28億7,710万9,000円となりました。 歳入においては、予算現額及び調定額並びに収入済み額は前年度より増加し、不納欠損額は減 少しています。収入率も微増し、前年度に比べ0.4ポイントふえています。

町税の徴収率は94.49%で、前年度に比べ現年度分、滞納分ともに上昇していますが、糟屋地区の中では下位に位置しています。

町税は27億8,153万5,385円で、主に事業所の増で法人分の税収が伸びたため2.4%、6,412万4,000円の増収となっており、うち町民税4,996万7,000円、軽自動車税221万8,000円、町たばこ税、1,558万8,000円の増でした。

地方消費税交付金2億343万2,000円、国庫支出金7,718万1,000円、繰越金7,026万4,000円の増でした。

大幅に伸びたのは地方債収入80.9%、社会保障財源を含む地方消費税交付金が73.6%、消費型・喚起型プレミアム商品券の販売収入により、諸収入が140.9%の増となっています。 地方交付税は21億4,052万3,000円、2.3%、4,998万7,000円の減額、使 用料及び手数料で322万5,000円、配当割交付金で414万円、県支出金で344万2,000円がいずれも減となっています。

27年度末の町債残高は63億2,118万4,000円で、アザレア幼児園建設工事及び施設の改修工事等により前年度に比べると3億7,529万2,000円増加しています。

不動産売払収入694万9,366円は、植木ヲシガ浦2筆、226.29平方メートルを吉田 重機工業へ、旅石赤坂2筆、206.4平方メートルをトヨタカローラ福岡へ、旅石字赤坂3筆、 17.89平方メートルを三友金属へ、上須恵字東干田1筆、34.16平方メートルをコサック 建設コンサルタントへ土地を売り払いした金額です。

歳出につきましては、人件費は11億7,231万円で、前年比1,670万円、1.4%の減です。普通建設事業費11億2,156万円、前年に比べ公共施設建設費等の整備などの大きな事業を行ったため、6億8,871万円、158.5%の増です。

増減額の主なものは、総務費で、地域消費喚起・生活支援型事業費プレミアム付リフォーム券

1億4,741万8,000円、自治体クラウドサービス提供業務委託料4,671万7,000円の増、業務システム再構築事業負担金2,477万3,000円の減。

民生費で、アザレア幼児園建設工事事業費4億4,816万4,000円、第二学童保育所増築工事請負費3,099万円の増、国民健康保険特別会計繰出金6,500万円の減。

衛生費では、須恵町外2ケ町清掃施設組合負担金2,688万2,000円の減。

農林水産業費では、新法尺井堰油圧機取り替え工事請負費1,998万円の増、水上ため池しゅんせつ工事請負費1,900万4,000円の減、土木費では道路台帳整備業務委託料2,097万3,000円の減、災害復旧費では農地農業用施設、林業施設、観音谷地区の各災害復旧工事請負費の減額。

商工費では、地域消費喚起・生活支援型プレミアム付商品券発行事業補助金910万 6,000円の増。

消防費では、中部防災センター(仮称)用地取得費1億円、南部三町モーターサイレン吹鳴システム整備工事負担金1,977万7,000円の増、小型動力ポンプ積載車購入費1,555万2,000円の減。

教育費では、文化会館空調更新工事請負費1億1,453万4,000円、須恵中学校校舎外壁 改修工事請負費4,925万9,000円、第一小校舎耐震補強工事請負費4,860万円の増、 ランチサービス備品購入費1,900万8,000円の減。

公債費では、7件の償還終了により1億1,611万6,000円の減となりました。

27年度の特別会計などへの繰出金は11億8,103万円で、2.0%、2,318万円の減 となりました。

減額の主な要因は、国民健康保険特別会計、歳入の前期高齢者交付金や26年度の医療費の減少により27年度の県の調整交付金が増額となったため、国民健康保険特別会計への繰出金が大幅に減額になったことによるものです。

繰出金の主なものは、国保、後期高齢者医療特別会計への約5億9,300万円、公共下水道 事業特別会計の約2億8,100万円、介護保険事業の2億6,200万円です。

質疑としまして歳入においては、1款町税では、軽自動車税、町民税の滞納、不納欠損について。

- 12款使用料及び手数料では、商工会、シルバー人材センターの土地、建物使用料等の契約内容について。
  - 14款県支出金では、防災費県補助金について。
  - 15款財産収入では、不動産売り払い収入の坪単価について。
  - 16款寄附金では、ふるさと応援寄附金制度で町外に寄附された金額、納税巻き返しの方策に

ついて。

19款諸収入では、ホームページ、広報紙の広告掲載料、件数について。

歳出においては、2款総務費では、休職者の給与、職員互助会補助金、須恵町PR事業委託料の出演料、今年度入札5件の委託料の入札結果、自治体クラウドサービス提供事務委託料の金額などについて。

- 3款民生費では、待機児童支援事業補助金、地域包括支援センター運営費のケアプラン委託料の不用額について。
  - 4款衛生費では、魚滓処理対策協議会負担金、 PCB廃棄物処理委託料について。
  - 6款農林水産業費では、水田農業構造改革対策費補助金の現状調査について。
  - 8款土木費では、道路新設改良費の不用額について。
  - 9款消防費では、消防団員の人員確保について。
- 10款教育費では、中学校ランチサービスの現状、スクールカウンセラー、ヤングアドバイザーなどの充実についてなどが質疑されました。

以上、質疑を踏まえて、討論、採決の結果、賛成多数で認定することにしております。

議案第50号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、 186ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額37億601万1,403円、歳出総額36億9,960万299円で、歳入歳出差引額は641万1,104円となっており、実質収支額も同様です。これを単年度収支で見ると194万3,877円で、単年度収支から実質的な黒字要素を加え、赤字要素を差し引いた実質単年度収支は2,278万4,101円の黒字となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、調定に対する収入率は92.5%ですが、国 民健康保険税のみが63.9%と大きく引き下げています。

歳出合計額の予算に対する執行率は99.9%となっています。

対前年度比較ですが、歳入では、5款前期高齢者交付金が9,544万1,198円で、率にして11.0%、6款県支出金が1億1,419万2,456円で70.9%、7款共同事業交付金が3億5,924万7,223円で87.8%の増、1款健康保険税は716万3,644円で、率にして1.3%、3款国庫支出金が4,253万843円で5.1%、4款療養給付費交付金が5,296万1,781円で31.2%、8款繰入金が3,207万7,484円で11.1%の減となっています。

歳出では、3款後期高齢者支援金等が307万6,218円で、率にして0.8%、7款共同事業拠出金が4億5,632万5,031円で115.0%、8款保険事業費が603万8,182円で59.1%の増です。

2款保険給付費が391万6,565円で、率にして0.2%、6款介護納付金が1,722万3,443円で11.2%、9款諸支出金が723万7,119円で17.5%の減です。

平成27年度の国民健康保険税の徴収率は63.93%で、前年度比2.05ポイント上回っています。

不納欠損は1,698万2,217円で、人数は171人となっています。

本年度の決算額は前年度に比べ、歳入が約4億3,800万円、歳出が約4億3,600万円の増となっています。これは県内の市町村国保間の保険税の平準化や財政の安定を図る保険財政共同安定化事業の対象レセプトの変更に基づく国保連合会からの交付金や拠出金が増額になったことによるものです。

また、前々年度の高医療費に対する精算額等により、診療報酬支払基金からの前期高齢者交付金、県の財政調整交付金が増額となり、国保会計の赤字補填のための一般会計繰入金は1,200万円となり、前年比6,500万円の減となりました。

質疑として、歳入において、1款国民健康保険税では不納欠損について、生活保護世帯への保 険税徴収について。

8款繰入金では保険基盤安定繰入金について、一般会計からの繰入金を減らすための取り組み についての質疑がありました。

討論では、国の制度上の問題などにより国保税が高く、滞納が全体の18.9%と多いため反対するとの反対討論があり、数字に対して努力していることが見えているとの賛成討論がありました。

以上、採決の結果、賛成多数で認定することにしております。

議案第51号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、 218ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額2億8,589万4,390円、歳出総額2億7,266万2,950円で、歳入歳出差引額は1,323万1,440円となっており、実質収支額も同額です。歳入合計額の予算に対する収入率は101.6%、調定に対する収入率は98.5%、歳出合計額の予算に対する執行率は96.9%となっています。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料1億9,601万526円、歳入合計に対する構成比68.6%。

3款繰入金7,631万1,006円、歳入合計に対する構成比26.7%が大半を占めています。

歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金2億6,571万404円、歳出合計に対する 厚生費97.4%が主なものです。 討論では、国の制度上反対するとの反対討論がありました。

以上、採決の結果、賛成多数で認定することにしております。

議案第52号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、 236ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額は11億7,005万3,862円で、前年度比6.4%、7,064万4,125円の増で、会計規模は年々大きくなっています。

歳出総額は11億6,339万3,344円で、前年度比6.5%、7,073万4,061円の 増です。

歳入歳出差引額は666万518円、実質収支額も同様です。

単年度収支は、8万9,936円と、わずかに赤字決算となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、調停に対する収入率は98.5%で、前年度 比0.7ポイント増です。

歳出合計額の予算に対する執行率は、99.6%となっており、収入未済額は前年度に比べ 33.5%、724万円減少しています。

歳入では、町債が前年度比210万円の増です。

公共下水道への接続がふえたことにより、繰入金が1,723万1,000円、使用料等は1,472万8,000円の増となりました。

歳出では、総務管理費が前年度比18.6%、3,531万9,795円の増、下水道事業費が4.5%、2,175万4,934円の増、公債費が3.2%、1,365万9,332円の増です。

町債の今年度借入額は4億1,360万円で、償還未済額は66億4,160万1,633円となっています。

なお、下水道普及率は79.7%です。

質疑として、歳入において1款分担金及び負担金で、下水道事業受益者負担金前納報奨金の件数、内容について、2款使用料及び手数料で、下水道使用料金の滞納について質疑がありました。以上、採決の結果、全員賛成で認定することにしております。

議案第53号平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、 258ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額7,774万7,959円、歳出総額7,443万9,028円で、歳入歳出差引額は330万8,931円、実質収支額も同様で黒字です。

歳入合計額の予算に対する収入率は、100.4%、調停に対する収入率は99.2%で、前年 度比0.3ポイント増です。

歳出合計額の予算に対する執行率は96.1%となっており、収入未済額は前年度に比べて

31.3%、24万7,250円減少しています。

26年度の繰越額を差し引いた単年度収支は、45万2,082円の黒字となりました。

歳入では前年度比0.5%、38万9,577円の減額で、分担金等2万円、使用料等243万5,660円、繰越金97万2,917円の減となり、繰入金173万9,000円、町債130万円の増となりました。

歳出は前年度比1.1%、84万1,659円の減額です。

事業費は224万3,933円の不用額で、前年度比96万2,000円の減でした。

今年度借入額は2,220万円で、未償還額は4億9,816万9,430円です。

償還額6,262万2,794円のうち、利子は1,494万235円となっています。

以上、採決の結果、全員賛成で認定することにしております。

議案第54号平成27年度須恵町水道事業会計決算の認定について、別冊水道事業会計決算書23ページです。

営業実績は給水人口2万7,534人で、前年度比213人増加しました。年間総排水量265万3,810立方メートル、年間総有収水量246万8,764立法メートルで3万6,071立方メートル増加し、有収率93.03%で前年度比0.33ポイント下がりました。

給水普及率99.46%でした。1立法メートル当たりの供給単価、給水原価はともに上がっています。

排水施設改良工事は、赤坂尾黒線、水道管改良工事ほか19件が施行されております。

13ページ、平成27年度の収益的収支は費用の節約に努めたことにより、水道事業収益5億8,623万5,301円に対し、同費用は5億5,200万6,925円で、差し引き3,422万8,376円の黒字となっています。

17ページ、資本的収支では、浄水場耐震化事業及び緊急時連絡管事業の国庫補助事業継続に伴い、収入及び支出額が増加し、その他の収入は下水道工事に伴う工事負担金のみで、収入1億2,557万4,540円に対し、支出では2億9,249万7,060円となっており、差し引き1億6,692万2,520円の不足額が生じており、損益勘定留保資金で補填されています。

資本的収入では、工事負担金が下水道工事に伴う水道管移設保障費の減少により、 2,100万円の減額補正となり、執行率は99.7%でした。

資本的支出では、改良費 2億3,595万7,190円で、固定資産購入費のメーター器購入、配水管と施設改良工事9件、下水道工事に伴う水道管切りかえ工事9件、業務委託及びその他の工事2件によるものです。

企業債償還金は、7,380万2,670円で、前年比323万4,373円の増です。 当年度の純利益は3,422万8,376円となり、前年度比1,390万7,377円減額、 28.89%減でした。

この要因は前年度に比べ給水収益は増加したものの、新築住宅減少に伴う給水申し込み加入金の減、5ページの須恵ダムの水質汚染発生に対する汚濁保証金が26年度で終了したことにより、営業収益は前年度よりわずかに減少した上に、営業費用においては減水及び浄水費で佐谷浄水場濾過池の新しい砂の入れかえ工事に伴う材料費及び委託料の増加などによるものです。

当年度未処理利益剰余金は3億6,246万6,201円でした。

以上、採決の結果、全員賛成で認定することにしております。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより議案第49号から議案第54号について、質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。よって、これより議案第49号について討論に入ります。討論はありませんか。──討論なしと認めます。よって、議案第49号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第49号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

## [起立多数]

○議長(三角 良人) 起立多数であります。よって議案第49号平成27年度須恵町一般会計歳 入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第50号について討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第50号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第50号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

#### [起立多数]

○議長(三角 良人) 起立多数であります。よって議案第50号平成27年度須恵町国民健康保 険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第51号について討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第51号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第51号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

#### [起立多数]

〇議長(三角 良人) 起立多数であります。よって議案第51号平成27年度須恵町後期高齢者 医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第52号について討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第52号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第52号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

#### [起立全員]

**〇議長(三角 良人)** 起立全員であります。よって議案第52号平成27年度須恵町公共下水道

事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第53号について討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第53号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第53号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

## [起立全員]

○議長(三角 良人) 起立全員であります。よって議案第53号平成27年度須恵町農業集落排 水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第54号について討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第54号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第54号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

## [起立全員]

○議長(三角 良人) 起立全員であります。よって議案第54号平成27年度須恵町水道事業会 計決算の認定については、認定することに決定しました。

## 日程第7. 議案第55号

○議長(三角 良人) 日程第7、議案第55号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する 条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長(田ノ上 真) 議案第55号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する 条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の7ページをお開きください。

提案理由の説明として、須恵町立認定こども園アザレア幼児園新園舎が山の神広場に建築されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

9ページ、新旧対照表をお開きください。

条例第1条中、山の神広場を削る、第2条中第3号の山の神広場の名称1を削り、4号以下を繰り上げます。表のとおりでございます。

8ページにお戻りください。

附則として、1、この条例は公布の日から施行し、平成28年9月1日から適用する。

2、須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例を次のように改正する。

第2条中、山の神広場を削る、別表1山の神広場の項を削る、10ページに新旧対照表がございますが、説明は略させていただきます。

文教厚生委員会、全員賛成で可決です。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。 ──質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 ──討論なしと認めます。よって、議案第55号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第55号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

# [起立全員]

○議長(三角 良人) 起立全員であります。よって議案第55号須恵町立社会教育施設設置条例 の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

# 日程第8. 議案第56号

○議長(三角 良人) 日程第8、議案第56号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例 の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長(田ノ上 真) 議案第56号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書11ページをお開きください。

提案理由として、今回の改正は児童扶養手当の一部を改正する法律の施行に伴い、児童扶養手 当法施行令の一部を改正する政令が平成28年8月1日から施行されたため、当該条例の一部を 改正するものです。

児童扶養手当は、離婚等でひとり親となった場合に支給されるものであり、当条例の対象となっているひとり親と重なるものです。

よって、児童扶養手当関連法規の改正により当該条例が参照している児童扶養手当法施行令の条文の位置が移動したものを、いわばもとの参照条文を追いかける形で改正するものです。

13ページの新旧対照表をごらんください。

改正前の第3条2項第4号と、同項第6号及び第7号において、参照している施行令第2条の 4第5項を、改正後同条第8項に改正するもので、3項分の項ずれが生じています。

同様に改正前、第3条2項第8号に参照される施行令第2条の4、第4項を、改正後、同条第7項に改正するもので、これも3項分の項ずれでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成28年8月1日から適用する。

こうした議案には異例ですが質疑があり、かつ不可解なやりとりでございました。記録に残す ためにも、なるべく報告に入れるべきという他の委員の申し出もあり、報告いたします。

皆様お手持ちの議案書13ページの新旧対照表でございますが、今回改正される文言の後ろに

ある1節が問題というものです。それは、例示すれば第5項に規定する額を超えるときの云々というところです。8項7項4項の後にも同じ文言が続いています。ここは平たく言えば、ひとり親家庭といえども裕福と認められる家庭への支給はしないという部分ですが、そこがおかしいとのことです。参照条文の項ずれを改正するのみの審査の主旨を大きく逸脱する主張を始めたことで、委員会がかなり紛糾いたしました。もちろん、これは今回の審査に係るものではございませんので質疑自体を却下しましたが、あえて報告に含ませていただきます。

討論として、ただいまの委員の発言でございますが、この条例はひとり親家庭にとってマイナスになるので反対というものがありました。委員会として補足しますと、本条例はひとり親家庭の医療を手厚くする方向に拡充されていることは、他の委員は皆理解しているところです。

文教厚生委員会、賛成多数で可決です。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第56号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第56号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

# [起立多数]

○議長(三角 良人) 起立多数であります。よって、議案第56号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第9. 議案第57号

○議長(三角 良人) 日程第9、議案第57号須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

**○文教厚生委員長(田ノ上 真)** 議案第57号須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例 について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書14ページをお開きください。提案理由として、須恵町立認定こども園アザレア幼児園 新園舎が建築されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

16ページ、新旧対照表をごらんください。第2条の名称は変わらず、位置が改正前、須恵町大字旅石72番地353及び須恵町大字旅石84番地4が、改正後、須恵町大字旅石72番地521に改正されます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成28年9月1日から適用する。 文教厚生委員会、全員賛成で可決です。 ○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第57号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第57号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

# [起立全員]

○議長(三角 良人) 起立全員であります。よって、議案第57号須恵町立認定こども園条例の 一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

# 日程第10. 議案第58号

- ○議長(三角 良人) 日程第10、議案第58号自治功労者の推戴についてを議題とします。 総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。
- ○総務建設産業委員長(松山 力弥) 議案第58号自治功労者の推戴について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書17ページでございます。

自治功労者に推戴する者。住所、糟屋郡須恵町大字須恵377番地89。氏名、井上 仁。生年月日、昭和21年9月2日、70歳でございます。

経歴につきましては、18ページに記載のとおりでございます。須恵町議会議員5期20年、 うち1期は副議長を務められております。

須恵町表彰条例第10条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものです。委員会、全員 賛成で同意といたしております。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、 御異議ありませんか。

#### 「「異議なし」の声あり〕

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第58号について採決に入ります。 本案に対する委員長の報告は同意です。よって議案第58号は委員長報告のとおり決定すること に御賛成の方は起立願います。

# [起立全員]

○議長(三角 良人) 起立全員であります。よって、議案第58号自治功労者の推戴については 委員長報告のとおり同意することに決定しました。

# 日程第11. 議案第61号

 〇議長(三角 良人)
 日程第11、議案第61号平成28年度須恵町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長(今村 桂子) 議案第61号平成28年度須恵町一般会計補正予算(第2号)について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

別冊、歳入歳出補正予算書、1ページでございます。

歳入歳出補正予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,652万8,000円 を追加し、総額を歳入歳出それぞれ92億4,290万3,000円とするものです。

2項、歳入歳出補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入 歳出予算補正による。

債務負担行為の補正第2条、債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正による。5ページをお開きください。第2表債務負担行為補正、1追加、粕屋南部消防組合負担金平成27年度借り入れ償還分、期間が平成28年度から平成37年度まで、限度額9,082万6,000円とするものです。

歳入の主なものは6ページ、13款2項国庫補助金、保育対策総合支援事業費国庫補助金 147万9,000円、介護ロボット等導入支援特別事業費国庫補助金278万1,000円は同額を歳出で支出しています。

- 14款2項県補助金農村環境整備事業費県補助金650万円は、尾黒ため池改修工事の県補助金です。
- 15款財産収入188万4,000円は、平成27年度計上漏れの九州電力地役権設定収入 175万7,000円と、8ページの第一小学校用地の越境に伴い越境部分と民地との交換で生 じる差額12万7,000円で、歳出で同額を財政調整基金に積み立てるものです。
- 17款繰入金2,100万円は、予算不足の財源として財政調整基金を取り崩して賄うものです。
- 18款繰越金1億2,036万円は、前年度繰越金で決算の実質収支額2億2,930万9,000円を全額計上するものです。
- 19款3項雑入では、谷口建設株式会社との土地賃貸借契約の現状復帰義務が果たされてなかったことによる土地賃貸契約保証金928万円、社会福祉協議会交付金返納金211万円です。
- 10ページ、歳出の主なものは、人件費で4月の人事異動でふえたことにより予算額が不足する3件の費目の補正です。

それ以外の主なものは、2款1項総務管理費では公会計システムの導入、保守の委託料 298万7,000円です。

14ページ、3款民生費7,472万5,000円は、主に2項児童福祉費6,989万2,000円で旧アザレア幼児園跡地の駐車場整備工事4,850万円ほか、保育士派遣業務委託料902万5,000円、保育対策総合支援事業費補助金197万2,000円などです。

16ページ、6款農林水産業費では尾黒ため池改修工事請負費1,700万円です。

18ページ、8款2項道路橋梁費2,570万円は町道3件の舗装改良工事費で、平原3号線900万円、藤浦団地2号線470万円、新原・佐谷裏線1,200万円です。

3項河川費1,300万円は、サル田水路補修工事請負費です。

9款消防費362万3,000円は、操法県大会に係る出動費用弁償などです。

20ページ、10款教育費では、2項小学校費の第一小学校の下水道接続工事設計業務委託料 270万9,000円です。

質疑として歳入において、15款財産収入では不動産売り払い収入の場所について、19款諸収入では土地賃貸借契約における佐谷、永原の残土処理について、歳出においては3款民生費では介護ロボットの補助額と件数、無縁仏納骨堂に関する修繕費の費目について、8款土木費では未登記処理の場所について、10款教育費では第一小学校のプレハブ倉庫設置工事請負費、南幼稚園保育室入り口のサッシ修繕、やまももルームの現状について、その他で安く契約するために電算システムはまとめて入札できないのかなどの質疑がありました。

討論において、個人番号関係の補正予算が計上されているので反対するとの反対討論がありました。

質疑を踏まえ採決の結果、賛成多数で可決しております。

**○議長(三角 良人)** 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第61号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第61号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

#### 「起立多数〕

○議長(三角 良人) 起立多数であります。よって、議案第61号平成28年度須恵町一般会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**〇議長(三角 良人)** 御異議なしと認めます。よって暫時休憩いたします。再開を11時5分と

いたします。休憩に入ります。

午前1	0時56	分句	大顔
1 1111 1	01111100	/J / /	1.70

.....

## 午前11時05分再開

**〇議長(三角 良人)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

# 日程第12. 議案第62号

○議長(三角 良人) 日程第12、議案第62号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補 正予算(第1号)を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長(松山 力弥) 議案第62号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計 補正予算(第1号)について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

別冊の平成28年度の補正予算書の24ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ258万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,058万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

27ページをお願いします。事項別明細書の歳入ですが、6款繰越金は、歳出にあわせての収支調整となっております。

29ページの歳出は、1款総務費は、人事異動に伴う人件費及び受益者負担金の還付による増額です。

質疑は、受益者負担金過誤納還付金の詳細についてで、地積の変更によるものでございます。 以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第62号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第62号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

#### [起立全昌]

○議長(三角 良人) 起立全員であります。よって、議案第62号平成28年度須恵町公共下水 道事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

# 日程第13. 議案第63号

○議長(三角 良人) 日程第13、議案第63号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長(松山 力弥) 議案第63号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算 (第1号)について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

別冊補正予算書31ページでございます。

第1条、平成28年度の水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。以下、 第2条と第3条は、実施計画内訳書にて説明いたします。

32ページでございます。第4条、企業債の限度額の補正です。変更前「7,480万円」を変更後「8,810万円」に、1,330万円の増額です。国庫補助金の確定に伴うものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は、従来のとおりとなっております。

33ページでございます。第2条の収益的収支の支出336万7,000円の増額は、産休職員の代替臨時職員人事費、及び浄水場職員の退職による慰労金でございます。

第3条の資本的収支の収入4,000円の減額は、緊急時用連絡管に伴う企業債の増額、及び 国庫補助金の確定に伴う減額でございます。

なお、資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額1億7,018万9,000円は、損益 勘定留保資金で補填します。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第63号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

#### [起立全員]

〇議長(三角 良人) 起立全員であります。よって、議案第63号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

# 日程第<u>14. 請願</u>

○議長(三角 良人) 日程第14、請願「少人数学級の推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する要請を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

**○文教厚生委員長(田ノ上 真)** 請願「少人数学級の推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」 を国の関係機関に求める意見書提出に関する要請について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の請願書がお手元にあると思います。

この請願趣旨は、少人数学級の推進で、小中学校の35人学級の早期実現と義務教育費の国庫 負担割合を、現行「3分の1」から、かつての「2分の1」に復元することでございます。

9月9日の文教厚生委員会の審査において、委員でもある児玉求議員が紹介議員として説明と質疑への答弁を担当し、別に担当課である子ども教育課にも出席願いました。

質疑として、現在入っている補助教員は県費なのか、町費なのかというものがありました。担 当課によると、少人数指導講師を町費で欠員を含め5人雇用しているとの回答でした。その給与 はどれほどかとの質疑に、日給1万円で仕事時間は7時間ということでした。

ほかに数点の質疑がありましたが、略させていただきます。それは、紹介議員が客観的に答弁 しづらいようで、どうしても自己の意見が混ざり、一時、議事が混乱したことによります。

しかしながら、町費による少人数指導教師に対して、国費、県費が入ったほうがよいとの理由 により、文教厚生委員会、賛成多数で採択しています。

- ○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。松山議員。
- ○議員(7番 松山 力弥) 今、委員長の報告の中で、質疑を省略させていただきますと言いましたけれども、私たちは、質疑にどんなことがあったのか、わかりませんので、ひとつ具体的に説明できればお願いしたいと思います。
- **〇議長(三角 良人)** 田ノ上委員長。
- ○文教厚生委員長(田ノ上 真) ただいまの松山議員の質疑でございますが、隣でいらっしゃいますが、立ってお答えをしたいと思いますが、大変答えにくいものでありますが、質疑の内容といたしましては、一応まとめております。

1つは、クラス編成上、既に達成している状態である。つまり35人学級は既に達成している 状態であり、この35人学級を杓子定規に取り入れると、弾力的な運用ができなくなるのではな いかという質疑。

そして2点目に、教室増のときは、町費による負担になる。弾力的運用ができる現状のほうが よいのではないかというもの。

そして3つ目ですか、教育費増を人件費で賄うものはいかがなものか。最新の設備等に費用を かけるべきではないか。 そして4点目になりますが、OECD諸国の中で、日本の学力が低いのは少人数学級を取り入れていないからというが、実際は、2012年に行われたPISAの学力テストにおいて、OECD諸国内で、日本は、読解力、科学的リテラシーでトップ、数学的リテラシーにおいて2位という好成績だったので、学力と少人数学級の因果関係は、否定されるのではないかというものでございました。

こういった内容で質疑をしたんですが、先ほども申し上げましたが、いずれも質疑の趣旨が伝 わらなかったのか、そういう答弁になりまして回答不能と考えました。

これは、児玉議員の御性格、今までの議会での御発言を考慮すれば、説明、答弁を伴う紹介議員としての聴取は、不適切であったのかと思い、私は反省しているところでございます。これは、紹介議員に答弁を要請するよりも、委員会全体で議論を深めるべきであったと、全て私の委員会運営上の判断ミスでございまして、委員の皆様、担当課の職員には御迷惑をかけたと思っております。おわびを申し上げる思いでございます。

以上です。

- **○議長(三角 良人)** ほかに。──これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。反対討論からお願いします。三角議員。
- ○議員(5番 三角 栄重) ちょっと委員長に聞きたいんですけど。(「討論」の声あり)
- ○議長(三角 良人) 質問ではない。討論やけん。
- ○議員(5番 三角 栄重) ごめんなさい。平成32年から生徒数が少ないことが1点、それから町が出している負担金、今、5人ですよね。これが国庫に変わるという補償はないと思うんですね。それから、何も成績だけが一番にならにゃいかんちゅう保証もなかろうしね。例えば36人になったら、半分に割ったら10何人なんですね。そんなばかな学校運営というのはないと思うんですよ。

だから、今、田ノ上委員長が言うように、生徒数は、今現在はふえているかもしれないけど、減ってくるわけですね、32年から。そしたらそこでまた。その35人学級の形は今は保たれていると思うし、それから今現在ふえて例えば10何人とかなったときに、今度は教室とか何とかの問題が出てくるわけですね。

だから、教室の問題もあるし、職員の問題もあるから、僕は今のままの状態で、現実問題4クラスぐらいしか、たしか35人以上はふえていないと思うんですよ。だから僕は、今のままで結構だと思いますので、この意見に対しては反対をしたいと思います。

- ○議長(三角 良人) ほかに。──賛成討論の方。児玉議員。
- ○議員(1番 児玉 求) 賛成討論をいたします。

皆さん、須恵町では、平成23年義務標準法改正後も、3小学校3年生から、須恵中2校3年

生まで、県費で補うというところもありますが、先生の不足等で35人学級は、これは実現されておりません。そこをちょっと認識を改めてください。(「認識」の声あり)はい。

それと…… (「全部って言っていないよ、おれ」の声あり) はい。 (「全部とは言っていない」の声あり)

- ○議長(三角 良人) ちょっと待って。発言はできません。
- ○議員(1番 児玉 求) それで、新学習指導要領も、小中学校で行われておるわけですが、 授業の時間数や指導内容の増加に伴い、学力の保証は大きな課題となっております。

そして、須恵の教育委員会では、今後の本町の教育的課題としては、町制施行以来脈々と築き上げてきた「教育のための町づくり」「教育を基盤に据えた町づくり」を堅持し、さらには生涯学習社会を実現させるための施策を策定し、町民一丸となって推進できる体制を確立しなければならないと、これは、27年度教育委員会も言っております。

本町において、少人数指導の必要性を認識し、これまで学力向上や特別支援に関する職員の配置等を独自に行ってきましたが、2008年(平成20年)に、義務教育費国庫負担法が改正され、公立義務教育諸学校の教職員の給与費等――給与だけではなくて、これが県が経費の2分の1を出していたんですが、国が2分の1を負担しておったのを3分の1に減額したわけです。

田ノ上委員長は、もとの2分の1に戻せというふうに言われましたが、それは、誤解です。拡充してくれということを言っているんだから、2分の1まで戻せということではありません。このことが、各地方自治体財政を圧迫すると。だから、教育条件整備の格差も出ているわけです。

だから、文部科学省も定数改善計画において、中学3年生までの35人以下学級を実現すべく 概算要求をしているわけですよ。文科省はね。だけど、政府はしていないと。残念ながら実現に は至っておらんわけですよ。

そして、ここですね。「これから行き届いた教育のために少人数学級を、教育委員会、町民、これは国民的な願い」と、これは、教育委員会も今年も言っておるんですよ。だから、これからの社会を築いていく子どもたち、一人一人の子どもたちに対して、心豊かでたくましく意欲をもって学習できる教育条件を整えていくことは、極めて重要であり、少人数学級は、教育水準ですよ、学力ではない。教育水準を引き上げる最も有効な手段となっているわけですよ。

教育委員会も――うちの教育、あれですよ、委員会ですよ。2学年の今年の答申、2学年の小学校2学年ね。これは、5学級編制は大変有効であった。児童への教育効果も大きくしてくれている。個々に応じた手厚い指導のおかげで、児童は、自分のよさや伸びを自覚できている。また、安全確保の面からも必要であるとの高い評価を教育委員会は出しているわけですよ。

長野県とか鳥取県で、学級編制基準を全学年35人以下にしたのをはじめ、段階的に、今、拡充されているわけですが、福岡県は、小2までが――小学2年生までが35人以下という国基準

の最低レベルで、九州各県の中で最も遅れているんですよ、福岡は。 (「須恵町ですよ」の声あり)

いや、だから、県の指導があって須恵町があるんですよ。県自体が遅れているちゅうことを認 識すべきということを言っているんですよ。

ただ、国の施策として、だからその町の予算もあるけど、国が出せということを言っているんですよ。これは、義務教育法ちゅうのはね。今まで2分の1県が負担したものを国が出したの、それを3分の1に減らしているのを2分の1に戻せちゅうんではなくて、拡充してくださいということを言っているんですよ、これは。国が出せと、当然のことでしょう。(「だから何なんですか。賛成なんですか」の声あり)だから賛成討論をしているではないですか。(「何回も言ったら逆効果になるがね」との声あり)

だから、須恵町としての教育の方針としても合致しています。だから、これはぜひ各自治体が 国のほうに要請して、糟屋6町もそうですけど、そういうふうにして、教育に力を入れんでです よ、国も言っている。しかし、それでやっていないけど、須恵町はどうしてもこれを、請願書、 そういう形で意見書を出して改善していくと。そういう観点から賛成討論といたします。

- ○議長(三角 良人) ほかに討論がある方。田ノ上議員。
- ○議員(6番 田ノ上 真) 議員の立場で話させていただきます。

私、先ほど、採択の報告をさせていただいたのですが、ここは反対の立場で討論をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま児玉議員の討論は、9月9日の委員会答弁を意識した発言だったと思います。どおりで長いのかなと。ただ、なぜ怒っているのか、私にもわかりません。

ただいま、私、反対と申し上げましたが、文教厚生委員会の委員の皆様の採択の意思はよく存 じておりますし、尊重したい思いでございます。

ただ、この請願は、意見書の提出を要請するものでございます。資料1枚目の請願書の文言と、後ろについている意見書案の文言は違うものです。意見書は、須恵町議会の意思を表明するものなので、精査した上で、必要なら文言の修正もせねばならないし、加筆も省略も含めてちゃんと仕上げたものを国に提出すべきではなかろうかと思います。

しかしながら、この必要な作業が、委員会議事の混乱があったとはいえ、深まっていない状態ではないかと考えます。事実、議会の意思を反映させるためのその可否を含めた、修正に至る作業まで踏み込んでいません。中途半端な形で議事を進行させてしまったことについて、否は、文教厚生委員長である私にあります。その私が申し上げるのは大変恐縮でございますが、継続調査として、今後の委員会の中で精査してまいりたいと願います。

その意味で、よりよき結果を出すためにも、皆様においては、今回は不採択としていただき、

文教厚生委員会の中での継続調査をお願いして、私の反対の討論とさせていただきます。どうぞ よろしくお願いいたします。

以上です。(「議長」の声あり)

○議長(三角 良人) 1回だけ。(「もう一回したい」の声あり) 1回だけって。何回言いますね。あなた、そんなことをまた。本当にもう。(「言いたいことがあるんですよね、今の発言に対して」の声あり)

ほかに討論はありませんか。――これにて討論を終結します。よって、本請願について、採決に入ります。本請願に対する委員長の報告は採択です。よって、本請願を採択することに御賛成の方は、起立願います。

## [起立少数]

○議長(三角 良人) 起立少数であります。よって、「少人数学級の推進」、「義務教育費国庫 負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する要請は不採択とすることに決定しま した。

# 日程第15. 陳情

○議長(三角 良人) 日程第15、陳情、玄海原発事故への備えとして、安定ヨウ素剤の町民への事前配布を求める陳情書を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長(松山 力弥) 玄海原発事故への備えとして、安定ヨウ素剤の町民への事前配布を求める陳情書について、総務建設産業委員会の審査報告でございます。

提出者、今を生きる会代表、小林榮子氏、玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会代表、石丸初美氏、及びプルサーマルと佐賀県の100年を考える会共同世話人、野中宏樹氏でございます。

陳情の趣旨ですが、議員各位、読まれているとは思います。東京電力福島第1原発事故を踏まえて、玄海原発において重大事故が起き放射性物質が飛散した場合、放射性ョウ素が体内に吸収され甲状腺がんを発症するおそれがあるため、安定ョウ素剤をいち早く服用することで体内への取り込みを阻止し、甲状腺を守ることができることから、住民が手元に持って放射能到達前に飲める態勢を整えておかねばならない。

現在の玄海原発避難計画では、安定ョウ素剤が事前配布されているのは原発5キロ圏内の住民 だけであり、30キロ圏外の須恵町においても直ちに配備、事前配布することができるよう、国、 県、市に働きかけることを求める陳情書です。

ちなみに、須恵町は約62キロあります。検討しました結果、現在、玄海原発は稼働しておら

- ず、時期尚早であるとのことで、委員会全員で不採択としております。 以上でございます。
- ○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 
  一質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 
  賛成のほうね。(「賛成の討論です」の声あり)児玉議員。
- ○議員(1番 児玉 求) これは住民を代表して、安定ョウ素剤を配布するとの陳情ですが、 私としましては原発の再稼働は反対でありますが、このョウ素剤を配布する陳情に関しては時期 尚早と先ほど言われましたが、準備することに関しては全然問題ないんじゃないかなと思います。 今の福島の現状も皆さん御存じだと思いますが、帰るに帰れんというような状況があるわけで すよ。この62キロということだけれど、キロ数の問題だけじゃなくて、準備する情勢、この陳 情に関しては私は賛成でありますので、賛成討論といたします。
- ○議長(三角 良人) 反対討論。 ――なし。これにて討論を終結します。よって、本陳情について採決に入ります。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、本陳情を採択することに御賛成の方は起立願います。

## [起立少数]

○議長(三角 良人) 起立少数であります。よって、玄海原発事故への備えとして、安定ヨウ素 剤の町民への事前配布を求める陳情書は、不採択とすることに決定しました。

## 日程第16. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長(三角 良人) 日程第16、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。
各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり、所管事務について閉会中の継続調査の申し出があっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営について、文教厚生委員会より社会教育関係事業 について、総務建設産業委員会より自治体クラウドサービス事業について、以上、各委員会の申 し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

#### 「「異議なし」の声あり〕

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

# 日程第17. 議員の派遣について

**〇議長(三角 良人)** 日程第17、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思

いますが、御異議ありませんか。

## [「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、 会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありま せんか。

## [「異議なし」の声あり]

- ○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。
- ○議長(三角 良人) 以上で、9月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願います。 また、総務建設産業委員会の方もちょっとお集りください。

会議を閉じます。平成28年第3回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時36分閉会

# 会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 三角 良人

署名議員 8 番 猪 谷 繁 幸

署名議員 9 番 田原 重美